

論 説

国際法における干渉と「対外事項」

藤澤 巖

第1章 問題の所在

第1節 「対外事項」への不干渉原則

現代の国際法および国際法学において、不干渉原則が国際法の基本原則の一つであることについては、大方の一致がある。しかし、その内容については、様々な議論がある。

不干渉原則の内容についての対立点の一つに、「対外事項(external affairs)」を巡る議論がある。ここで「対外事項」とは、ニカラグア事件判決の言葉を借りれば「対外政策の形成(the formulation of foreign policy)」⁽¹⁾を意味し、学説では、「他国や国際組織との関係および自国と自国民の在外利益の保護監督についての、国家の諸事務と諸活動(occupations et activités)の総体」⁽²⁾、「その中心が直接他国に向けられた行為の総体」⁽³⁾などと定義される。すなわち、「対外事項」とは、他国との関係における国家の行動一般を意味すると言える。具体的に対外事項に含まれる行為の例としては、学説では、「条約締結や他国を承認すること

*本稿の草稿段階において、上智大学助教授の西村弓先生から有益な指摘を頂戴したことに感謝します。当然のことながら、本稿に見出されるであろう誤りのすべては、筆者に帰属します。

(1) Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua, *I.C.J. Reports 1986*, p. 108, para. 203; Alfred Verdross und Bruno Simma, *Universelles Völkerrecht: Theorie u. Praxis*, 3., völlig neubearb. Aufl., Berlin: Duncker & Humblot, 1984, p. 300.

(2) *Dictionnaire de droit international public*, Bruxelles: Bruylant, 2001, p. 47.

の決定」⁽⁴⁾などがあるとされている。

現在の学説の多くにおいては、不干渉原則は、「対内事項(internal affairs)」だけでなく、この「対外事項」への干渉も、原則として禁止するものと考えられている⁽⁵⁾。干渉とは一般に、他国の意思の「強制(coercion, dictatorial interference)」⁽⁶⁾と定義されているので、多くの学説によれば、国家の対外的行動について強制することは原則として禁止されるということになる。

それでは、実定国際法ではどうかと考えると、一般国際法上も現在では「対外事項」=国家の対外的行動一般について、不干渉原則が存在すると考えるに足る証拠が存在する。

この点でなによりも重要なのが、1970年に国連総会で採択された友好関係原則宣言である。すなわち、この宣言の不干渉原則に関する規定は、その第一文で、「いかなる国または国の集団も、直接または間接に、理由のいかんを問わず、他の国の対内または対外事項に干渉する権利を

(3) Philip Kunig, *Das völkerrechtliche Nichteinmischungsprinzip: Zur Praxis d. Organisation d. afrikan. Einheit (ONU) u. afrikan. Staatenverkehrs*, Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 1981, p. 255; Ann van Wynen Thomas and A.J. Thomas, *Non-Intervention: The Law and its Import in the Americas*, Dallas: Southern Methodist University Press, 1956, p. 70.

(4) Klaus Bockslaff, *Das völkerrechtliche Interventionsverbot als Schranke ausserpolitisch motivierter Handelbeschränkungen*, Berlin: Duncker & Humblot, 1987, p. 61.

(5) I. Brownlie, *Principles of Public International Law*, 6th ed., Oxford: Clarendon Press, 2003, p. 290; Verdross = Simma, *supra* n. 1, p. 300; Sir Robert Jennings and Sir Arthur Watts eds., *Oppenheim's International Law*, vol. 1, Peace, 9th ed., Harlow: Longman, 1992, pp. 428-431; Bockslaff, *supra* n. 4, pp. 61-62; Eckart Wehser, "Die Intervention nach gegenwärtigem Völkerrecht," in Bruno Simma and Edda Blenk-Knocke hrsg., *Zwischen Intervention und Zusammenarbeit: Interdisziplinäre Arbeitsergebnisse zu Grundfragen der KSZE*, Berlin: Duncker & Humblot, 1979, p. 40; Ulrich Beyerlin, "Nichteinmischung," in Ignaz Seidl-Hohenveldern hrsg., *Völkerrecht*, 2., überarbeitete und erweiterte Auflage, Neuwied: Luchterhand, 1992, p. 226; 金東勲「国内問題・国内事項不干渉の原則」寺沢一、内田久司編『国際法の基本問題』有斐閣、1986年、76-77頁; 松井芳郎他編『国際法〔第4版〕』有斐閣、2002年、105頁。

有しない」と規定しているのである⁽⁷⁾。

この宣言は、多くの学説においてだけでなく⁽⁸⁾、国際司法裁判所(ICJ)の1986年のニカラグア事件判決においても⁽⁹⁾、干渉に関する一般国際慣習法についての諸国の法確信の主要な証拠として挙げられている。また、友好関係原則宣言の決議自体も、「諸国間の友好関係および協力についての国際法の諸原則の漸進的発達および法典化」を目的とし、「この宣言に規定する国際連合憲章の諸原則は、国際法の基本原則である」⁽¹⁰⁾と述べており、この決議の規定が一般国際法の宣言を目的の一つとするものであることは疑いない。

(6) *ICJ. Reports 1986*, p. 108, para. 203; Verdross = Simma, *supra* n. 1, pp. 300-306; Nguyen Quoc Dinh, Patrick Daillier et Alain Pellet, *Droit international Public*, 6e édition entièrement refondue, Paris: L.G.D.J., 1999, pp. 434-440; Knut Ipsen, Volker Epping, Horst Fischer, Christian Gloria, Wolff Heintschel von Heinegg, und Hans-Joachim Heintze, *Völkerrecht*, 4., völlig neubearb. Aufl., München: C.H. Beck'sche Verlagsbuchhandlung, 1999, pp. 955-962; Thomislav Mitrovic, "Non-intervention in the Internal Affairs of States," in Milan Sahovic ed., *Principles of International Law concerning Friendly Relations and Cooperation*, Belgrade: The Institute of International Politics and Economics, 1972, pp. 219-275; Bernt Graf zu Dohna, *Die Grundprinzipien des Völkerrechts über die freundschaftlichen Beziehungen und die Zusammenarbeit zwischen den Staaten*, Berlin: Duncker & Humblot, 1973, pp. 103-134; Olivier Corten et Pierre Klein, *Droit d'ingérence ou obligation de réaction?*, Bruxelles: Editions Bruylant, 1992, p. 10; Beyerlin, *supra* n. 5, pp. 226-227; Thomas Oppermann, "Intervention," in Rudolf Bernhardt ed., *Encyclopedia of Public International Law* (hereinafter, *EPIL*), vol. 2, pp. 1437-1438; Albert Bleckmann, *Völkerrecht*, Baden-Baden: Nomos Verlag, 2001, p. 184; 山本草二『国際法 [新版]』有斐閣、1994年、214-223頁; 金、前掲論文(註(5))、76-77頁。松田竹男「現代国際法と内政不干渉の原則」(下)『科学と思想』54号(1984年)、218-224頁、など。

(7) General Assembly Resolution, 2625 (XXV).

(8) 例えば Meinhard Schröder, "Non-Intervention, Principle of," in *EPIL*, vol. 3, pp. 620-621; Verdross = Simma, *supra* n. 1, p. 301; Ipsen, *supra* n. 6, p. 956; Beyerlin, *supra* n. 5, p. 226; Nguyen, *supra* n. 6, p. 438; Eric David, "Portée et limite du principe de non-intervention," *Revue belge de droit international*, tome 23 (1990), p. 351; Kunig, *supra* n. 3, pp. 204-209; 山本、前掲書(註(6))、218頁。

(9) *ICJ. Reports 1986*, pp. 106-108, paras. 202-203.

(10) General Assembly Resolution, 2625 (XXV).

したがって、この友好関係原則宣言の規定から、現在の一般国際法では、「対外事項」についても不干渉原則が妥当すると解釈することができる。

さらに、ICJも、ニカラグア事件判決において、対外事項への不干渉原則の存在を認めている。すなわち、裁判所は、「この原則は、すべての国家や国家集団に、直接または間接に、他の諸国の対内及び対外事項に干渉することを禁止している。したがって、禁止された干渉は、国家主権の原則(the principle of State sovereignty)によってそれぞれの国家が自由に決定することを許された諸事項に影響するものでなければならない。それらの一つは、政治、経済、社会および文化体制の選択であり、対外政策の形成である」と述べている⁽¹¹⁾。引用部分の第一文は、友好関係原則宣言の規定をほぼ踏襲している。したがって、裁判所は、友好関係原則宣言が一般国際慣習法に基本的に一致していると捉えているとすることができる。

国際裁判所の判決が一般国際法の発達に大きな影響を及ぼしていることは一般に認められている⁽¹²⁾。特に、国際司法裁判所規程には国際社会のほとんどの国の加入しており、その国際法の認定の証拠的価値は非常に高いと言えよう。

このように、友好関係原則宣言及びICJの判決という有力な証拠に照らせば、現在の一般国際法上、国家の対外的行動一般についても、原則として干渉が禁止されていると結論付けることができるように思われる。

第2節 「対外事項」への不干渉原則の否定論

しかし、一部の学説においては、友好関係原則宣言の規定にも拘らず、現在でも、不干渉原則は、「対内事項」のみを保護するものであり、「対外事項」については原則として干渉が禁止されていないとの見解

(11) *ICJ Reports 1986*, p. 108, para. 203.

(12) Jennings = Watts, *supra* n. 5, p. 41; Oscar Schachter, *International Law in Theory and Practice*, Dordrecht: Martinus Nijhoff Publishers, 1991, pp. 40-41.

が主張されている。例えば『国際法辞典(Encyclopedia of Public International Law)』で、不干涉原則の項目を執筆したシュレーダー(Meinhard Schröder)は、他国の外交に対する不支持の手段としての、批評や外交・通商関係の断絶は一般に行われていることを理由に、「この原則は対内事項にしか関連しないという主張には、いまなお(still)多くの真実がある」と述べている⁽¹³⁾。

また、クーニヒ(Philip Kunig)は、「不干涉原則はいまなお対内政策決定過程の保護のための原則でしかありえない」と述べ、友好関係原則宣言の規定は、既存の国際慣習法の指標ではなく、またその後の実行に影響を与える新たな慣習法の端緒ともなっていないと結論付けている⁽¹⁴⁾。

ドーナ(Bernt Graf zu Dohna)も、友好関係原則宣言が「対内事項」と「対外事項」について等しく干涉を禁止したことについて、「宣言文はこの点において実定国際法を考慮していないし、とりわけ、進展しつつある統合の努力を十分に考慮していない。まさに諸国の対外関係においてこそ、……歴史的、政治的な所与である協力の促進のために有意義な圧力や対抗圧力は放棄されることができないのである」⁽¹⁵⁾と評価している。

これらの見解の趣旨は、友好関係原則宣言などにおいては、一般国際法上「対外事項」への干涉も原則として禁止されると規定されているが、この規定は、既存の国家実行によって支持されていないということであると解釈することができる。

すなわち、彼らは、友好関係原則宣言やICJ判決といった証拠が提示する対外事項への不干涉原則の存在についての推定を覆すに十分な、国家実行が存在すると考えているのである。

(13) Schröder, *supra* n. 8, pp. 619–622.

(14) Kunig, *supra* n. 3, pp. 259–260.

(15) zuDohna, *supra* n. 6, p. 122.

第3節 国家主権の原則

この対立は、より大きな論点と関連付ければ、ICJの言う「国家主権の原則」は、「対外事項」= 国家の対外的行動一般の自由をも含むのか含まないのか、さらには、そもそも「国家主権の原則」は存在するのか、という点についての対立であるとも言える。すなわち、ICJの判決に示されるように、国際法上干渉が原則的に禁止されるのは、それが国家主権の侵害であるからと一般に捉えられているとするなら、問題は、「対外事項」が、国家主権によって保護されているか否かということになるのである。

最近の学説では干渉が原則として禁止される根拠として、国家主権ではなく国内管轄(= 国家権限)事項(matters of domestic jurisdiction, affaires de la compétence nationale)の概念を用いる場合も多い⁽¹⁶⁾。国内管轄事項とは、「国家の権限が国際法によって羈束されていない(non liée par le droit international) 国家の活動領域」⁽¹⁷⁾、すなわち国際法により国家の裁量権限として認められた事項と定義される⁽¹⁸⁾。

国内管轄= 国家権限の範囲については、国際法によって禁止されていない事項は、すべて国家の裁量権限に含まれるという見解と、国家の裁

(16) 註(5)、(6)に挙げた諸文献を見よ。また、ここでは、あくまで、干渉が「原則として」禁止される根拠としての国内管轄事項を問題としている。学説では当初から、単に不干渉原則の根拠に留まらず、干渉が適法か違法かの最終的な判断基準として「国内管轄事項」を採用する傾向がある。後者の場合、「国内管轄事項」に属する事項への干渉は常に違法であり、国内管轄事項に属さない事項への干渉は常に適法であることになる。藤澤巖「不干渉義務論における国内管轄事項概念の成立」『国際関係論研究』、19号(2003年)、9-10頁。

(17) Institut de Droit International, “La détermination des affaires qui relèvent essentiellement de la compétence nationale des Etats,” *Annuaire*, vol. 45 (1954), tome II, pp. 292-293.

(18) ただし、国内管轄を、国家の裁量権限ではなく、国際法によって「規律されていないこと(non réglée)」、法の欠缺と定義する見解もある。Anthony D’Amato, “Domestic Jurisdiction,” in *EPIL*, vol. 1, p. 1090. 私見では、PCIJのチュニスモロッコ国籍法事件勧告的意見も、国内管轄を法の欠缺と定義していると解釈できる。藤澤、前掲論文(註(16))、18-19頁。

量権限に含まれることが国際法によって個別に規定された事項のみが含まれるのであり、国際法によって禁止されていないが、許容されてもいない事項は国家の裁量権限には含まれないという見解がある⁽¹⁹⁾。

国内管轄事項についてのこの二つの立場も、畢竟、「国家主権の原則」あるいは「主権の残余原理」⁽²⁰⁾を認め、その結果国際法上原則として国家は自由に行動する権限を有していると考えるか、そのような原則を認めず、したがって、そのような一般的な裁量権限を有していないと考えるか、という見解の対立に帰着する。

本稿における、「対外事項」＝他国との関係における国家の行動一般についても原則として干渉が禁止されるか否かの検討は、以上のような、国家主権の原則は「対外事項」もカバーするかしないか、あるいはそもそも国家主権の原則は存在しないのか、という問題への一つの示唆ともなると言えよう。

もし一般国際法上、「対外事項」＝国家の対外的行動一般への干渉も原則として禁止されるとするなら、それは、国際法上、国家主権の原則が存在し、さらにそれは国家の対外的行動の自由をも保護することを意味する。したがって、国家主権の原則は存在せず国内管轄事項の範囲は国際法によって積極的に保護法益とされ個別に国家の裁量権限と認められた事項のみであるとの見解への、一つの反証となりうる⁽²¹⁾。

逆に、「対外事項」への干渉は原則として禁止されないのであれば、それは少なくとも国家主権は対外的行動の自由を含まないことを示すものであり、ひいては国家主権の原則自体が存在しない可能性をも示唆するものであろう。

(19) 山本、前掲書(註(6))、217-219頁；森川幸一「国内管轄事項とその国際標準化」村瀬・奥脇編『山本草二先生古希記念 国家管轄権—国際法と国内法—』勁草書房、1998年、132-133頁；横田喜三郎『国際法学』上巻、有斐閣、1955年、396-397頁。

(20) 奥脇直也「国家管轄権概念の形成と変容」村瀬・奥脇編、前掲書(註(19))、16頁；Daniel Bodansky, "Non Liqueur and the Incompleteness of International Law," in Laurence Boisson de Chazournes and Philippe Sands eds., *International Law, the International Court of Justice and Nuclear Weapons*, Cambridge: Cambridge University Press, 1999, p. 164.

友好関係原則宣言やICJニカラグア事件判決は、概括的に「対外事項」への不干渉原則を認めており、例えば国家承認、条約締結、外交関係の処理といった個別の事項ごとに、国際法がそれぞれをどの範囲で保護法益と認め、国家の裁量権限として認めるかといった観点からの規定や判断はみられない。したがって、これらの宣言や判決は、「国家主権の原則」を認め、対外的行動一般について裁量を認めていると解釈することができる。

特にICJは、ニカラグア事件判決で、明確に次のように述べている。「国家主権が国家の対外政策の領域に及ぶのは明白であり、他国の対外政策と対等に国家が自己の対外政策を選択し遂行することを妨げる、いかなる国際慣習法規則も存在しない」⁽²²⁾。ここでは、国家主権に基づいて、国際法によって個別に禁止されていない限り、「対外政策を選択し遂行する」一般的な裁量権限が承認されているとの立場が示されていると解釈できるのである。ちなみに、裁判所は、「国家の国内政策は、当該国が国際法の義務に違反しない限り、その排他的管轄に属する。すべての国は、自己自身の政治的、経済的、社会的諸体制を選択し実行する基本権(a fundamental right)を有する」⁽²³⁾とも述べており、「対内事項」についても、個別の国際法によって禁止されていない限りにおいて、自由に統治する一般的な裁量権限＝「基本権」を認めていると考えられる。

第4節 本稿の対象

以上のように、「対外事項」について干渉＝強制が原則として禁止さ

(21) ここで「なりうる」としているのは、厳密に言えば、歴史的に主張されてきた不干渉原則の根拠としては、国家主権や国内管轄事項といった国際法による国家の行動の自由の保護に基づくもの以外に、国家平等原則に基づくものも存在するからである。詳しくは、藤澤巖『干渉の国際法規制の歴史的構造—実効性および適用可能性問題への一視座—』博士論文(東京大学)、2004年、第2章を見よ。したがって、たとえ「対外事項」への不干渉原則が存在するとしても、必ずしもそれは国家主権の原則の存在を確証するものではない。

(22) *I.C.J. Reports 1986*, p. 133, para. 265.

(23) *Ibid.*, p. 131, para. 258.

れるか否かについて、一部の学説で根強い疑問が提示されており、その根拠は、従来の国家実行において、「対外事項」への干渉は禁止されてこなかったという点にあると思われる。それでは、この見解は妥当なのであろうか。

この否定論が、そもそも友好関係原則宣言が実定国際法を反映していないとしている以上、この点を明らかにするためには、まず、友好関係原則宣言よりも前の、過去の国家実行の検討が不可欠であろう。しかし、これらの現代における否定説は、国家実行について一般的に言及するだけであり、具体的にどのような国家実行を念頭においているのかは不明確である。

そこで手がかりになるのは、「この原則は対内事項にしか関連しないという主張には、いまなお多くの真実がある」⁽²⁴⁾という既に引用した見解に暗示されているように、このような学説上の主張は現代になって初めて登場したものではなく、既に過去から存在し、現代の学説はそれを継承するものと考えることが可能なことである。

そこで、本稿では、このような「対外事項」への干渉は禁止されないという学説の歴史的起源を検討し、この見解が、国家実行を初めとしてどのような根拠に基づいて主張されるようになったのかを明らかにしたい。この見解が歴史的に根拠としてきた国家実行やその他の事情を明らかにすることができれば、それらの根拠が現代においてもなお妥当性を持つかどうか、そして、友好関係原則宣言やICJ判決の示す、一般国際法上の「対外事項」への不干渉原則の存在についての推定を覆すに足るものであるかどうかを検討することが可能になるであろう。

第2章 「対外事項」の歴史的起源

第1節 「対外事項」＝国際紛争という見解

以下では、「対外事項」への干渉が禁止されないという学説の起源を

(24) Schröder, *supra* n. 8, pp. 619–622.

検討するわけだが、そこでまず注目したいのは、戦間期までの学説において、「対外事項」には、必ずしも、現代のような意味を付与されていなかったと言うことである。先に検討したように、現在では、「対外事項」と呼ばれる場合、それは、国家が対外的に行動することを指している。

しかし、戦間期までにおいては、干渉との関連で、「対外的(external)」という表現が用いられる場合、すなわち「対外事項(external affairs)」や、それに類する表現がなされる場合、それらは、国家の対外的な行動ではなく、国家間の関係⁽²⁵⁾、とりわけ戦争を含めた国際紛争を意味するとの見方がしばしば示されていた。すなわち典型的には、他の国家間の紛争に、第三国が干渉するという事態が想定されていたのである。

例えばデュピュイ(Charles Dupuis)は、干渉を「自己の見方や固有の利益を優位させるために、他の一国あるいは複数国の対外及び対内事項に介入することを主張する国家の行動」であり、「干渉は、圧力、精神的または物理的強制を、前提とし含意している」と定義する⁽²⁶⁾が、「対外事項」について、「対外事項への干渉は、実際のところ、少なくとも二国間の紛争(conflict)、戦争あるいは戦争の脅威を前提としている」と述べている⁽²⁷⁾。

ウィンフィールド(P.H. Winfield)は、歴史的に「干渉」については、「対内干渉(internal intervention)」、「対外干渉(external intervention)」、「処罰干渉(punitive intervention)」の三つの干渉概念が存在し⁽²⁸⁾、すべてに共通する「干渉」の本質として、「現実の強制またはそ

(25) W.E. Hall, *A Treatise on International Law*, 2nd ed., Oxford: Clarendon Press, 1884, p. 259; Karl Strupp, "L'intervention en matière financière," *Recueil des cours de l'Académie de droit international* (hereinafter, *RdC*), tome 8 (1925-III), p. 6; Berner, "Intervention (völkerrechtliche)," in J.C. Bluntschli und K. Brater hrsg., *Deutsches Staat-Wörterbuch*, 4. Band, Stuttgart und Leipzig: Expedition des Staat = Wörterbuchs, 1860, p. 353.

(26) Charles Dupuis, "Liberté des voies de communication, relations internationales," *RdC*, tome 2 (1924-I), p. 369.

(27) *Ibid.*, p. 402.

の威嚇」⁽²⁹⁾の存在を挙げているが、その内「対外干渉」とは、「一国による、他の二国またはそれ以上の国の間の関係への介入で、それらの国のすべてまたは一部の同意のないもの」であり、その事例の大部分は「既存の戦争の処理の促進」を目的とする場合で、それ以外は「関係が戦争に瀕している」事例であると指摘している⁽³⁰⁾。

19世紀後半のカルナッツァ・アマリ(G. Carnazza Amari)は、「対内政治(politique intérieure)」と対照される「対外政治(politique extérieure)」という表現によって、「二国間またはそれ以上の国家間に存在しうる、平時的または戦時的な対外関係」を指し、この対外政治への第三国の介入は、「干渉国がその主張に与する国家との同盟およびその国の相手国との戦争か、あるいは干渉国が、両国の見解のいずれにも反対し、自己自身の見解を押し付けることを欲する場合には、両国双方に対する戦争」を意味すると主張している⁽³¹⁾。ここでも、「対外政治」とは、具体的には国際紛争のことであると考えられている。

19世紀後半には、「対外事項」といった表現は使っていないが、「対内事項」と対照される事項として、国際関係特に国際紛争を挙げ、したがって、黙示的に「対外事項」を国際紛争と捉えていると解釈できる学説もしばしば見られる。例えばリヴィエ(Alphonse Rivier)は、「二国間に紛争が発生した場合、すべての第三国は、個別の条約上の義務がない場合には、一国のために他国に反対する立場を採り、前者と同盟を結び、軍事的に支援できるのと同様に外交的に支援する、明白な権利を持つ。非常に少数の場合を除いて原則として不正である諸国の対内事項への干渉とは異なり、この干渉は完全に正当である」、と述べている⁽³²⁾。

(28) P.H. Winfield, "The History of Intervention in International Law," *British Year Book of International Law* (hereinafter, *BYIL*), vol. 3 (1922-1923), pp. 131-132.

(29) *Ibid.*, p. 140; P.H. Winfield, "The Grounds of Intervention in International Law," *BYIL*, vol. 5 (1924), p. 149.

(30) Winfield, *supra* n. 28, p. 146.

(31) G. Carnazza Amari, "Nouvel exposé du principe de non-intervention," *Revue de droit international et de législation comparée*, tome V (1873), p. 353.

(32) Alphonse Rivier, *Principes du droit des gens*, tome 2, Paris: Librairie nouvelle de droit et de jurisprudence Arthur Rousseau, 1896, p. 160.

国際法における干渉と「対外事項」

ゲフケン(Geffcken)は、「国際法上干渉とは、二カ国のうちの一方または双方の同意なき当該他の二カ国の関係への、あるいは、そして特に、他国の対内事項への、命令的介入のことである」と干渉を定義し、対内事項と対をなすものとして、国家間関係を挙げている。そして彼がここで念頭に置いているのは、「二国間の紛争または同盟」である⁽³³⁾。

さらにローレンス(T.J. Lawrence)は、「一国あるいは国家集団が、他国の行動に介入し、他国が対内的混乱(internal turmoil)や対外的紛争(external conflict)に従事しているときに当該他国に、放っておかれたならやらないであろう何事かをなすことや、放っておかれれば行うであろう何事かをなさないことを、強制しようとする」⁽³⁴⁾ことを干渉と定義している。

以上の検討から、19世紀から20世紀前半にかけての学説では、干渉に関連して「対外的」という表現が用いられる場合のその意味内容として、あるいは「対内事項」と対をなす事項として、国家間関係とりわけ国際紛争が念頭に置かれている場合が少なくなかったと考えることができよう。

それでは、このように、少なからぬ学説において「対外事項」の意味内容ないし、「対内事項」と対をなす事項が、国際紛争であったのはなぜであろうか。また、このことは、本稿の問題関心である、「対外事項」については干渉が禁じられていないと一部の学説で主張されたことと、どう関係するのであるだろうか。

以下では、国家実行を検討することによって、これらの学説が前提としていたと考えられる19世紀ヨーロッパの国家実行が、学説で「対内事項」とともに国際紛争が念頭に置かれるに至った原因の一つであることを明らかにしたい。

(33) Geffcken, "Das Recht der Intervention," in Holtzendorff hrsg., *Handbuch des Völkerrechts*, 4. Bd., Hamburg: Verlagsanstalt und Druckerei A. = G., 1889, pp. 131-134.

(34) T.J. Lawrence, *The Principles of International Law*, 2nd ed., revised, London: Macmillan and Co., [1897], p. 115.

第2節 ラッセル(John, Earl Russell)における二つの干渉概念

従来、国際法上の主張として不干渉原則が国家実行上本格的に主張されるようになったのは、19世紀前半のヨーロッパであるとされている。具体的には、1820年代、国内政体に関する正統主義に基づき、革命に対して既存の国内政体を防衛するための干渉権を主張し、実際にイタリア諸国やスペインにおける反乱を軍事力で制圧した、ロシア、オーストリア、プロイセンなどの大陸列強を批判して、英国が不干渉原則を主張し、最終的に不干渉原則が確立したとされている⁽³⁵⁾。

この一般的理解に従えば、干渉の概念は当時から一つであり、「強制」を意味内容とするものとして統一的に理解できるものとされている⁽³⁶⁾。

しかし、ここで注目したいのは、19世紀中盤の有力政治家であり、首相や外相を歴任した英国人ラッセルが、その1865年の著書において、国家実行上は、二つの干渉概念が存在することを指摘していることである。

彼はその中で次のように述べている。「外交の問題については、イギリスの政策が過去において指導されてきており、将来も指導されるであろう原則について、人心に相当の曖昧さが蔓延している。この曖昧さの多くは、干渉(intervention)の語に付与されている二重の意味から生じている。干渉という語の通常かつより適切な意味は、他の諸国の対内諸事項への介入(interference in the internal affairs of other nations)である。この語の、新奇かつそれほど正確でない適用は、独立国家間の諸紛争へのあらゆる介入(all interference in the disputes of independent na-

⁽³⁵⁾ Oppermann, *supra* n. 6, p. 1436; Schröder, *supra* n. 8, p. 620; David, *supra* n. 8, p. 350; Hanspeter Neuhold, *Internationale Konflikte: verbotene und erlaubte Mittel ihrer Austragung*, Wien: Springer, 1977, p. 278; Beyerlin, *supra* n. 5, p. 226; 山本、前掲書(註(6))、215-216頁、松田、前掲論文(註(6))、25-26頁。

⁽³⁶⁾ Oppermann, *supra* n. 6, p. 1436; Schröder, *supra* n. 8, p. 620; Neuhold, *supra* n. 35, pp. 278-284; Beyerlin, *supra* n. 5, p. 226; Georges Abi-Saab, "Some Thoughts on the Principle of Non-intervention," in Karel Wellens ed., *International Law: Essays in Honour of Eric Suy*, The Hague: Martinus Nijhoff Publishers, 1998, pp. 225-226; Wehser, *supra* n. 5, pp. 29-32; 山本、前掲書(註(6))、215-216頁。

tions)に対するものである。前者の意味において、1821年にオーストリア、プロイセン、ロシアによってピエモンテやナポリの対内諸事項に干渉が行われ、1823年にフランスと北方列強によってスペインの対内諸事項に干渉が行われた。1826年、英国が、条約で義務付けられているとおりにポルトガルの独立を防衛するために関与した際に、カニング氏によって推進された介入に、干渉の語が適用された場合が、この語の不正確な使用である。同じ用語を用い、同じ議論を二つの種類の介入に適用することから、大きな混乱が生じるのは明白である。すべての公的な著作家は、政府形態の決定の仕方において他国を侵害しない限り、国家は自己の政府の形態を定める権利を持つと宣言している。これは、近隣に迷惑を引き起こさない限り、すべての家長が自分の家を規制してもいいのとまったく同様である。しかし、もし一国が他国を攻撃した場合、すべての国家は、自己の利益および一般的な独立が、それによって影響されるかどうかを、自由に判断することができる。したがって、第一の種類の干渉は原則として禁止され回避されるべきである。最近においては、カースルリー卿やカニング氏が1821年と1823年に空しく抗議した、イタリアとスペインの対内諸事項への干渉が、オーストリアとフランス双方によって完全に放棄されたのを、我々は目撃してきた。……しかし、ある大国が小さな独立国家を征服目的で攻撃する場合に、他の列強が原則として静観しつづけなければならないとするなら、事態はまったく異なるであろう。この場合、二つの結果が引き続くであろうことを、我々は確信することが許される。第一に、まもなく列強以外にはいかなる国も残らないであろう。第二に、これら列強のすべては、専制的な政府形態を持つであろう。というのは、他のいかなる政府形態も、多勢かつ恐るべき軍隊を指揮する全能の主権者を前にしては存続できないのである。1814年の大破局の前後にヨーロッパを脅かしたのは、実際このような危険であった。このような諸危険に対して、すべての自由で独立な国家は備えをなさなければならない。弱小諸国のためのこの備えが、実際のところ、勢力均衡と呼ばれる体系である。すべてのヨーロッパ諸国は、条約締結や領域取得において、この勢力均衡体系を考慮することを義務付けられている。しかしながら、このことは、一国の対内的関心へ

の介入を目的とするあらゆる侵略の場合に、中立国が侵略者に抵抗することを義務付けられているということにはならない⁽³⁷⁾。

ラッセルの議論でまず何よりも重要なのは、彼が、この19世紀半ばの時点で、二つの干渉概念が存在することを指摘している点である。一つは、「他の諸国の対内諸事項への介入」であり、例として大陸諸国によるイタリアやスペインの反乱の弾圧が挙げられている。そして、ラッセルによれば、こちらの意味の干渉については、「原則として禁止され回避されるべき」であり、オーストリアやフランスなどの大陸諸国も既にその実行を放棄している。こちらの「干渉」は、正統主義に基づく干渉権を掲げる神聖同盟が崩壊し、英国の主張する不干渉原則が確立したという一般的見解が念頭に置いているものに一致すると言うことができる。

これに対して、ラッセルが指摘するもう一つの干渉概念は、「独立国家間の諸紛争へのあらゆる介入」を意味内容とするものであり、これは干渉の語の「新奇かつそれほど正確でない適用」である。すなわち、上の正しい使用法に時間的に遅れて、国際紛争への第三国の関与という不正確な干渉概念が、使用されるようになってきているのである。そして彼がその例として挙げるのが、1826年における、英国によるポルトガルへの援助の事例である。

ラッセルの見解の中で、もう一つの重要な点は、二つの干渉は、それぞれの法的地位も異なるとされていることである。ラッセルによれば、以上のように「同じ議論を二つの種類の介入に適用することから、大きな混乱が生じるのは明白」である。ここではおそらく、それぞれの干渉は法的地位が異なるにもかかわらず、同じ「干渉」という言葉を用いることによってその法的地位が同一であるという誤解を招いているということが主張されていると思われる。すなわち、対内事項への関与については、原則として禁止されるのに対し、国際紛争の場合、「もし一国が他国を攻撃した場合」には、「すべての国家は、自己の利益および一般

(37) John, Earl Russell, *An Essay on the History of English Government and Constitution from the Reign of Henry VII. to the Present Time*, London: Longman, Green, Longman, Roberts, & Green, 1865, pp. lxxxii-lxxxiv.

的な独立 (general independence) が、それによって影響されるかどうかを、自由に判断することができ」、紛争の成り行きを「原則として静観しつづけなければならない」というような義務は存在せず、一方当事者への援助なども許されるという、まったく異なる法的効果が存在するのである。そして、対内事項への関与が原則として禁止される根拠は「政府形態の決定の仕方において他国を侵害しない限り、国家は自己の政府の形態を定める権利を持つ」からであるのに対し、国際紛争について原則として静観する義務が存在しない根拠は、「ヨーロッパ諸国は、条約締結や領域取得において、この勢力均衡体系を考慮することを義務付けられている」からである。

すなわち、ラッセルの評価では、国際紛争の場合には、勢力均衡に配慮する義務(および紛争当事国に対して、勢力均衡への配慮を求める第三国の権利)の結果として、第三国は、「自己の利益および一般的な独立」が影響を受けるか否かを自由に判断し、影響があると考えれば、自由に介入できるということになる。さらに、自由に判断できる以上、事実上、あらゆる国際紛争に第三国は介入できると考えて差し支えないであろう。

このように、現在の学説の一般的な理解とは異なり、19世紀の有力政治家であり、当時のヨーロッパの国家実行をよく知っていたと考えることができるラッセルは、二つの干渉概念が存在すると主張しているのである。

以下では、このラッセルの見解を手がかりに、19世紀ヨーロッパの国家実行上、二つの異なる干渉概念が発達したことを明らかにしたい。

また、以下で、国家実行を検討するに際しては、英仏独各国語の *intervention* および英語の *interference* の双方を「干渉」と訳す。なぜなら、当時の外交文書では、この二つの言葉は互換的に用いられ、現代のようにこの二つの言葉を区別するということはなかったと考えられるからである。例えば、1853年コンスタンティノーブル駐在英国大使が、ウィーン経由でロンドンに送った英文書簡には、*interference* と表記されている⁽³⁸⁾が、これをウィーン駐在英国大使が仏文に訳して電信した文面では、*intervention* と表記されているのである⁽³⁹⁾。もし、英語におい

て、interferenceとinterventionで意味が異なると考えられていたなら、仏文に訳す場合にも、その相違が維持されるようにintervention以外の語を用いたはずである。ここから、当時二つの言葉が互換的に用いられていたと考えることができる。

第3節 内乱への中立的態度としての不干渉原則

それでは、ラッセルが述べる「通常かつより適切な意味」での干涉、すなわち「不干渉原則」が確立したとされる場合の「不干渉」および「干涉」とは、具体的にはどのような意味内容を持っていたのであろうか。以下の検討からは、そこでの「不干渉」が、現在の学説及び国際判例で一般に理解されている、他国の意思の強制という意味ではなく、内乱状態を前提に、その内乱に対する中立的態度を意味していたことが明らかになる。

第1項 内乱状態という前提

大陸諸国が干涉権を定式化したのは、1820年のトロップハウ議定書と呼ばれる合意においてである。しかし、この干涉権が、他国の内乱状態を前提に、その内乱への関与の権利を意味することがより明瞭に表れているのは、フランス七月革命やベルギー独立革命などにより打撃を受けた正統主義を再建するために、1833年にミュンヘンで首脳会議を開催したロシア、オーストリア、プロイセンの三国が締結したベルリン条約である。この条約の第1条は、「オーストリア、プロイセン、ロシアの宮廷は、すべての主権者は自己の国の対外的な諸危険と同様に対内的な諸紛争(troubles intérieurs)においても、自己を支援するのに最も適

(38) Lord Stratford de Redcliffe to the Earl of Clarendon, Therapia, September 28, 1853, in *Eastern Papers, Correspondence respecting the Rights and Privileges of the Latin and Greek Churches in Turkey, presented to both Houses of Parliament by Command of Her Majesty, 1854* (hereinafter, *EP*), London: Harrison and Sons, 1854, p. 596.

(39) The Earl of Westmorland to the Earl of Clarendon, Vienna, October 8, 1853, in *EP*, p. 591.

していると当該主権者にみえる他の主権者に対して援助を要請する権利を有し、要請された主権者は自己の諸利益と諸都合に従ってこの援助を与えることも拒否することもできることを承認する。同様に、これらの宮廷は、この支援が与えられる場合には、脅かされている国家によって頼られても要請されてもいない、いかなる国家も、要求され付与された支援を阻止するためや、あるいは反対の方向に行動するための干渉権を有しないことを承認する」⁽⁴⁰⁾。

この条約についてオーストリア宰相メッテルニヒ (Clemens Metternich-Winneburg) は、「現実には、主張されている不干渉原則は否定 (negation) でしかなく、否定の肯定自体は公法に存在しない。実際、干渉権は、その行使がすべての独立国家の自由な運動の帰結である権能の単なる行使以外のものであろうか？同様に、ミュンヘングレッツで作成され10月15日にベルリンで署名された文書は、国際法の最も争い得ない諸規則の単純な表明を固持している」と述べている⁽⁴¹⁾。

ここからは、「干渉」が「対内的な諸紛争」を前提として、そこにおける既存政府への援助を意味していることが窺える。

同じように、正統主義に基づく干渉権の主張に対して、英国が主張した不干渉原則も、内乱状態を前提とするものであった。

すなわち、1826年におけるポルトガル政府の理解では、「イギリス政府は、他国の内乱 (discordes civiles) に決して干渉しないことを……原則として採用してきた」⁽⁴²⁾ のであり、ポルトガル政府はこれを、「英国政府によって採用されている、他国の対内的紛争 (dissensions intérieures) への不干渉 (non-intervention) 原則」⁽⁴³⁾ と呼んでいる。イギ

(40) Vertrag Oesterreichs, Preussens und Russlands, ddo., Berlin, 15. October, gegen die Nichtintervention, in Richard Metternich-Winneburg ed., *Aus Metternich's nachgelassenen Papieren* (hereinafter, *Metternich*), 5. Bd., Wien: Wilhelm Braumüller, 1882, pp. 526-527.

(41) Metternich an Hügel in Paris (Geh. D. = A.), Wien, 22, October 1833, in *ibid.*, p. 524.

(42) The Marquis de la Palmella to Mr. Secretary Canning, Londres, le 2 Décembre, 1826, in *British and Foreign State Papers* (hereinafter *BFSP*) 1825-1826, p. 1119.

リス外相カニング(George Canning)も、米州のスペイン植民地の独立戦争に関連して、1822年に、「独立諸国の諸革命(revolutions)への不干渉という一般命題(the general proposition of non-interference)は、それらの諸国の混乱(disorganisation)によって他国が直接的に侵害されることがないという条件によって必然的に制約されている」⁽⁴⁴⁾と述べている。これらは、当時において、不干渉原則が、他国の内乱に対する行動を規律の対象としていると、一般的に捉えられていたことを示している。

以上から、当時の国家実行上の干渉論が、一国の内乱に対する他国の姿勢を問題とするものであったと考えることが許されよう。

第2項 内乱に対する非中立的行動

それでは、内乱に対する他国のいかなる行動あるいは姿勢が、干渉を構成すると考えられていたのであろうか。19世紀前半の国家時実行の検討からは、不干渉原則に一致する行為とは、内乱に対する中立的姿勢、いいかえれば、内乱の帰趨を交戦当事者に委ねるという態度であり、これに対応して、干渉とは、この中立的態度に一致しない行為を意味したと解釈することが可能である。

例えば、イギリス外相カースルリー(Robert Stewart Viscount Castlereagh)は、1821年に、神聖同盟による両シチリア王国の革命の鎮圧を、不干渉原則に反するとして非難したが、1820年の別の文書ではこれを、「中立の諸原則(principles of neutrality)」と呼んでいる⁽⁴⁵⁾。また革命鎮圧後にロシア皇帝に送った書簡においても、この問題について、「英国王が外国の諸事項(alien affairs)に関して採用することが必要と

(43) *Ibid.*, p. 1121.

(44) Memorandum for the Cabinet, November 15, 1822, in Edward J. Stapleton ed., *Some Official Correspondence of George Canning*, vol. 1, London: Longman, Green, and Co., 1887, p. 60.

(45) Lord Castlereagh to Lord Stewart, Foreign Office, September 16, 1820, in Charles William Vane, Marquess of Londonderry ed., *Correspondence, Despatches, and Other Papers, of Viscount Castlereagh, Second Marquess of Londonderry*, vol. 12, London: Murray, 1853, p. 314.

考えた中立の路線(the line of neutrality)によって、最近、英国政府の立場は、他の三つの同盟宮廷の立場と異なったものとされた⁽⁴⁶⁾と記述している。

ギリシア独立問題に関しても、同様の見解が示されている。1824年、ギリシア勢力が英国政府に送った、ロシア政府のギリシア和平案に対する抗議の書簡に対する返答において、イギリス外相カニングは、両当事者があらゆる妥協案に反対している以上、現在のところ「成功する干渉(successful intervention)」の可能性はないと述べた上で、ギリシアの英国に対する支援要請に対し、スペインと旧植民地の戦いについて英国は「厳格な中立(strict neutrality)」を維持してきており、「今ギリシアで猛威を振るう戦いについても、同様の中立が英国政府によって遵守されてきている」とし、「列強は、何らかの仕方によって直接または間接にギリシアの企てを扇動したとか、何らかの形でその進展に干渉した(having in any way interfered in its progress)とか、非難されることはできない」と述べている⁽⁴⁷⁾。

オーストリア宰相メッテルニヒは、1826年、ギリシアの反乱に関するこれまでの列強の姿勢を総括している。彼によれば、「他のすべての事例においては、諸主権者は、自らが厳粛に宣言し我々の時代の多くの革命に適用してきた諸原則に忠実であるためには、平和と良き秩序と良き法の大義から、侵害された政府に力強い手を差し伸べ、この政府が世界中の平穏を脅かす扇動者をできるだけ速やかに鎮圧するのを手助けすべきである」が、この事例においては、イスラム教国がキリスト教徒の叛徒を鎮圧するのを援助することはためられた。「この考慮が、諸主権者を、公法(droit public)の諸原則を侵害することなしにはギリシア人を援助できず、宗教的感情を侵害しないことにはギリシア人と戦えないという苦しいジレンマに投げ入れた。受動的姿勢(attitude passive)(本来の意味での中立とは異なる)が、この二つの大きな利益を調整する唯

⁽⁴⁶⁾ The Marquess of Londonderry to his Imperial Majesty the Emperor of all the Russias, Foreign Office, London, July 16, 1821, in *ibid.*, p. 407.

⁽⁴⁷⁾ Mr. Secretary Canning to M. Rodios, Foreign Office, December 1, 1824, in *BFSP1824-1825*, p. 902.

一の手段だった。以来、列強の役割は、見識があり、有益で熟練した外交が列強に示唆するあらゆる手段と、物質的な諸力で干渉すること (*intervenir par leurs forces matérielles*) が彼らに禁じられた争いを終結させるのに適当だと、彼らの影響力の結合が彼らに保証する手段を行使することに限定された」⁽⁴⁸⁾。

ここでは、文脈上、具体的には当事者への援助を意味すると考えられる「物質的な諸力による干渉」の存在しない状態が、イギリスの主張を意識してか、本来の意味での中立とは異なるとしながらも、内容的にはほぼ同義と考えられる「受動的姿勢」を意味するとされている。

また、1830年に発生したオランダからのベルギー独立を目指す反乱に関する外交過程においても、同様の見解が見出される。1831年春、列強が示したベルギーの分離案が、ベルギー側に拒否されたことを受け、列強は分離案の修正を決めたが、イギリス外相パーマストン (Henry J. Temple, Third Viscount Palmerston) は、可能であった別の選択肢の一つとして、「五大国は争いへのこれ以上の干渉 (*interference*) を拒否し、オランダとベルギーに、自分たち自身の紛争を処理し、五大国が成功裡に仲介することができなかった領域・諸権利・諸利益の問題を剣の裁定に付託することを、委ねることができたかもしれない」⁽⁴⁹⁾と述べている。ここにおいても、干渉しないことは、内乱の帰趨を当事者の行動に委ねることと同義と捉えられている。

また、1832年、ベルギー問題に関連する文書の中で、メッテルニヒはより直接的に、「不干渉と中立の諸原則 (*principes de non-intervention et de neutralité*)」⁽⁵⁰⁾ という表現を使用している。ここからも、不干渉が、内乱への中立的態度を意味することが窺える。

同じベルギーの反乱の発生当初、フランス新政府は、「最も厳格かつ

(48) Historische Darstellung der orientalischen Frage, eine Denkschrift Metternich's, in *Metternich*, 4. Bd., p. 289.

(49) Viscount Palmerston to Sir Charles Bagot, Foreign Office, 27th June, 1831, in *BFSP1831-1832*, p. 811.

(50) Metternich an Trauttmansdorff in Berlin (D.=A.), Wien, 13. November 1832, in *Metternich*, 5. Bd., p. 398.

国際法における干渉と「対外事項」

注意深い中立が動じることなく守られるよう、我々のすべての国境に命令が下されている。フランスとその政府は、決して、直接または間接に、他国の対内諸事項に干渉しない。この原則が他のすべての政府によって尊重される限りは。」⁽⁵¹⁾、と宣言している。ここからも、不干渉が、内乱への中立的態度を意味することがわかる。

以上から、19世紀前半に確立した「不干渉原則」は内乱への中立的態度を意味し、そこにおける「干渉」は、内乱への非中立的行動を意味したと結論付けることができる。

第4節 国際紛争への影響力行使としての干渉概念の発達

こうして、1820年代から30年代の国家実行における、国際法上の不干渉についての議論が、内乱への中立的態度をめぐる対立であったことが明らかになったと思われる。

しかし同時に、ラッセルが指摘していたように、1820年代半ば以降、これとは別の文脈でも、「干渉」の語が国家実行上用いられるようになっていったと考えられる。

第1項 ポルトガルへの援助

ラッセルが、国際紛争への介入の意味でも干渉という語が使用されている例として明示していたのは、1826年のポルトガルに対する英国の援助であった。これは、絶対主義的な政府を有していたスペインが、ポルトガルの自由主義的な政府を転覆させるために、ポルトガルからの亡命者に武器を与えてポルトガル領内に侵入させ、絶対主義勢力の反乱を援助していたことに端を発した事件である。ポルトガル政府は、古来の英国との同盟条約に基づいて、「英国軍の支持と援助」⁽⁵²⁾を要請した。

この事態は、一面においては、ポルトガルにおける内乱の側面を有し

(51) Molé aan la Moussaye, 29 Aug. 1830, in H.T. Colenbrander ed., *Gedenkstukken van der algemeene Geschiedenis van Nederland van 1795 tot 1840*, vol. 2, p. 3.

(52) The Marquis de la Palmella to Mr. Secretary Canning, Londres, le 2 Décembre, 1826, in *BFSP 1825-1826*, p. 1117.

ていたため、援助要請の中でポルトガル政府は、「英国政府によって採用されている、他国の対内的紛争への不干渉原則」を、文字通りに適用するとするなら、スペイン軍がポルトガルに直接侵入しない限り、イギリスの援助が得られないという不都合が生じるという懸念を示している⁽⁵³⁾。

この点について、当時の英国外相カニングは、援助への議会の同意を求める国王の要請文の中に不干渉原則に抵触しないことを明確化する文言を挿入することを考え、12月3日の首相宛書簡において、「我々の不干渉(non-interference)は、最終パラグラフの最後に『対外的侵略に対して』という文言を挿入することによって十分に示されると、私は考える」⁽⁵⁴⁾と述べている。実際の国王の議会へのメッセージにおいては、「……諸条約への誠実さの維持および英国最古の同盟国であるポルトガル王国の安全と独立を外国の敵対行為から保護することについて、議会が、国王陛下に心からの協賛を与えるであろう事に全幅の信頼をおいて……」⁽⁵⁵⁾と表現された。

したがって、英国政府の考えでは、この援助はスペインの侵略に対抗するためのものであり、そもそも内乱への関与=干渉には当たらないことが明確に意識されていた。しかし、議会においては、このスペインの侵略に対する援助を、カニング自身が「干渉(interference)」と呼んでいるのである。1826年12月12日、ポルトガルに対する英国の軍事援助に関する、英国議会における議論において、外相カニングは、「既に述べたし、また今繰り返すが、ポルトガル国民の対内的関心に干渉する(interfere)ことは、英国政府の希望や主張では決してない。その種の問題は、ポルトガル国民が彼らの間で処理しなければならない」⁽⁵⁶⁾、「ポルトガル人民が憲法を受け入れることを望まない場合や、ポルトガル人自身

(53) *Ibid.*, p. 1121.

(54) Geo. Canning to Liverpool, Foreign Office, Dec. 3, 1826, in Augustus Granville Stapleton, *George Canning and His Times*, London: John W. Parker and Son, West Strand, 1859, p. 540.

(55) Message of the King of Great Britain to both Houses of Parliament, 11th December, 1826, in *FSP 1825-1826*, p. 1127.

(56) *Parliamentary Debates*, new ser., vol. 16, column. 360.

の間に、国民の必要や希望への憲法の適合性や適応性に関して分裂 (schism) が存在する場合に、ポルトガル人民にその憲法を強制するのは我々ではない」⁽⁵⁷⁾、「対内的には、ポルトガル人が、自分自身の諸事項を処理するがままに任せよう。しかし、対外的な力に関しては、もしイギリスに振り上げる武器があるなら、その武器は、選択を強制的にコントロールしようと試み、そしてポルトガルの独立を拘束するあらゆる国家の企図に対して振り上げられなければならない」⁽⁵⁸⁾、などと述べ、これが、ポルトガルの内乱への介入という意味での干渉ではないこと強調している。しかし、演説の最後になると、「何者に攻撃されているのであれ、ポルトガルの援助に飛んで行こう。なぜなら、それが我々の責務だから。そして、その責務が終わるところで、我々の干渉 (interference) を終了させよう。我々はポルトガルに行く。支配するためでもなく、命令するためでもなく、憲法を定めるためでもなく、ただ、同盟国の独立を保護し維持するために。」⁽⁵⁹⁾と述べたのである。

ここでは、明らかに、スペインの侵略から英国がポルトガルに援助を与えることが、「干渉」とされているのである。ここまでに於いてカニングが、援助はポルトガルの内乱への関与という意味での干渉ではないことを強調している以上、この「干渉」は、内乱への関与という意味ではない。したがって、前後の文脈から判断すれば、スペインの攻撃から「同盟国の独立を保護し維持するために」援助すること自体が、干渉と呼ばれていると解釈することができるのである。

以上から、ラッセルが指摘するとおり、1826年のポルトガルへの援助において、内乱への関与とは別の意味での、干渉概念が見出されることができよう。そして、それが、国家間の武力紛争への関与といった意味内容を持つこともラッセルに同意できよう。

それでは、なぜ、内乱への非中立的行為という1820年初頭からの元来の干渉概念に加えて、国際紛争への関与も干渉と呼ばれるようになったのであろうか。次にこの点を検討しよう。

⁽⁵⁷⁾ *Ibid.*, column. 363-364.

⁽⁵⁸⁾ *Ibid.*, column. 364.

⁽⁵⁹⁾ *Ibid.*, column. 369.

第2項 紛争当事者の間に來ること＝干渉との理解

「干渉(intervention)」という語は、ラテン語intervenireを語源とし、このラテン語は、「間に來る」という意味を持っていた。内乱への他国の関与だけでなく、国際紛争への第三国の関与も「干渉」と呼ばれるようになった理由は、内乱への関与を意味していた「干渉」の語が、対立する複数当事者の存在を前提に、その「間に來る」ことを意味していたことから、同じく複数の交戦当事者を前提とする国際紛争において当事者の「間に來る」行為にも、容易に拡張されえたことにあるように思われる。

そしてこのような、内乱への関与から国際紛争への関与への、干渉の語の拡張的な適用をさらに容易にしたのは、1820年代から30年代のヨーロッパの内乱の中には、国家領域の一部の分離独立を目的とする独立戦争型の内乱が存在したという事実であったと考えることができる。具体的には、1820年代のオスマントルコ帝国からのギリシアの独立戦争や、1830年代のオランダからのベルギーの独立戦争がこれに当たるが、これらの内乱における既存政府と反乱者の武力紛争は、反乱者が交戦団体として承認されたかどうか、またそもそも交戦団体承認という法制度が既に確立していたかどうかを別にしても⁽⁶⁰⁾、国際武力紛争に準ずるものとみなされやすかったと思われる。実際、この二つの事件において、それが内乱であるか国際武力紛争であるかを区別せずに、仲介や仲裁、そして干渉という語を使用している例を見出すことができる。

ギリシアの独立戦争は1820年代前半から続いていたが、1827年、英仏露の三カ国が解決に乗り出し、三国でギリシア平定のための条約を締結して、それに基づき両当事者への働きかけを行い、結果としてナヴァリノ海戦において三国艦隊がトルコ・エジプト艦隊を壊滅させるに至った。

(60) ギリシア独立戦争が、ヨーロッパにおける交戦団体承認の初めての事例である。Constantin Th. Eustathiadès, “La première application en Europe de la reconnaissance de belligérence pendant la guerre d’indépendance de la Grèce,” in *Recueil d’études de droit international en hommage à Paul Guggenheim*, Genève: Imprimerie de la Tribune de Genève, 1968, pp. 22-43.

このとき、三国の行動の基礎となったこの条約の草案について意見を求められた英国法務官は、トルコの武器輸送を艦隊によって阻止すると規定された追加条項について、6月27日の意見書において、「追加条項第3条は、敵対行為は回避するという宣言の下での、戦争の諸事態への強制的干渉 (forcible interference in the events of war) を想定している。この強制的干渉は、他の諸事例において(フランスやロシアによって)主張されてきた武装中立に反対してわが国によって維持されてきた、中立の諸原則に両立しないと私は考える」と述べた⁽⁶¹⁾。またさらに改定された条約案に関する7月3日の意見書においても、「交戦国間の戦争の諸事態への強制的干渉権に関する異議はそのままであるように私には思われる」と述べ、「このような諸規定は、友好的仲介の申し出 (offices) をはるかに超えるものであり、同盟諸国が、このような強制的な影響力 (compulsory influence) の行使の動機として自分たち自身の諸利益を主張する限りにおいて、これは交戦諸国の独立に両立せず、わが国によって維持されてきた、戦争中の諸国との関係における中立諸国の権利義務に関する諸原則に一致しない行為である」と結論付けている⁽⁶²⁾。

英国は既にギリシアの反乱勢力を交戦団体として承認していた⁽⁶³⁾ので、これを「戦争」と呼び、第三国との関係では中立法が適用されると考えたこと自体は不思議ではない。しかし、その戦争への第三国の「強制的な影響力行使」のことを、「強制的干渉」と呼び、したがって戦争への影響力行使に「干渉」の語を当てているのである。このように、ここでは、元来内乱への関与を意味した干渉の語が、戦争への第三国の関与にも用いられているわけだが、これは、ギリシアの反乱は本来内乱であり、既に見たようにそこへの関与が「干渉」と呼ばれていたのが、交戦団体承認などの結果として戦争に同一視されるようになった後も、そこへの関与が引き続き「干渉」と呼ばれ続けたものと解釈することが可能である。

(61) Clive Parry ed., *Law Officers' Opinions to the Foreign Office 1793-1860*, vol. 88, Westmead, Eng.: Gregg International Publishers, p. 411.

(62) *Ibid.*, p. 414.

(63) Eustathiadès, *supra* n. 60, p. 37.

以上はギリシア独立戦争の事例であるが、1830年代前半のベルギー独立戦争においても、内乱と国際紛争を区別せずに、両方に「干渉」の語を用いていると見られる例がある。1833年、メッテルニヒは、ベルギー独立をめぐる内乱に関する列強の行動の性質について検討しているが、ここで、列強が理論的にとりうる立場として、「干渉」、「仲介」、「仲裁」の三つを挙げている。彼は次のように記述している。「神と自然によって、問題の事項においては、敵対する二党派と、干渉者(intervenantes)か仲介者(médiatrices)、あるいは仲裁者(arbitres)のいずれかの性格しか有することができない他の国々が存在する。ある事項に干渉することはそれぞれに許されている。干渉する者を行動するがままにさせることもできるし、門前払いすることもできる。これは力(force)や方式(procédé)の問題である。人は、対立両当事者によって仲介者としての役割を要請された場合にのみ、仲介者たりうる。一方的に要求された(unilatéralement appelé)仲介者は、公然の同盟者であるか、おせっかい(un officieux)であるかいずれかである。前者の場合には、彼は敵対党派の公然の敵となるであろうし、後者の場合には、紛争両当事者から攻撃を受けるであろう。いずれの場合も、彼は仲介者ではない。交戦両派が裁定に従うとあらかじめ明示的に定められた条項の下でのみ、理由がある場合には、仲裁の役割が受け入れられる」⁽⁶⁴⁾。

ここで、干渉と仲介、仲裁が、並列的な関係にあるのか、あるいは、干渉の中に、その特殊形態として仲介や仲裁があるとされているのかは一つの問題である。しかし、ここで重要なのは、いずれにせよ、このベルギー独立戦争に対して、「干渉」、「仲介」、「仲裁」という三つの用語が、ひとまとまりのものとして同時に用いられているということである。この問題は元来内乱であるから、「干渉」の語が用いられるのは不自然ではない。しかし、「仲介」や、とりわけ「仲裁」は、通常国際紛争に用いられる概念であり、内乱に関して用いるのは自明とは言えないであろう。したがって、ここではまず「仲介」および「仲裁」の概念が内乱にも拡張され、国際紛争と内乱の区別なく紛争当事者に対して用い

⁽⁶⁴⁾ Metternich an Clam in Berlin (Vertraul. Schreiben), Wien, 5. März 1833, in *Metternich*, 5. Bd., pp. 473-474.

国際法における干渉と「対外事項」

られるものとされている。さらに、「干渉者か仲介者、あるいは仲裁者のいずれかの性格しか有することができない他の国々」と、干渉、仲介、仲裁は、三つで第三国の態度の論理的な可能性をすべてカバーするとされ、よってこの三つの概念は一まとまりで意味をなすものであり、どれか一つを分離することができないとみなされていると解釈することができる。そうであるなら、ここでは、「仲介」および「仲裁」の語が内乱と国際紛争の両方に用いられる以上、「干渉」も、内乱だけでなく国際紛争にも用いられることが黙示されていると考えることができるのである。

したがって、ここでは、通常国際紛争に用いられる概念と、元来内乱に用いられてきた概念が、比喩的に言えば「相互乗り入れ」し、干渉の語が国際紛争への関与にも用いられるようになってきているわけだが、これも、ベルギー独立戦争が、本来的には内乱ではあるが、分離独立を目指す反乱であるがゆえに、事実上、国際武力紛争に準ずるものとして扱われていることに由来していると推測することが可能であろう。

いずれにせよ、以上から、1820年代後半以降、干渉の語は、内乱への関与という意味だけでなく、国際紛争への関与という意味でも用いられるようになっていたことがわかる。

それでは、国際紛争への関与という意味で用いられる場合の「干渉」は、より正確にはどのような意味内容を与えられていたのであろうか。既に検討したように、内乱について用いられる場合、干渉、不干渉の語は、厳密には、それぞれ内乱への非中立的行為、内乱への中立的態度を意味していたと考えられる。これに対応して、国際紛争への関与について用いられる場合、干渉の語は、文字通り中立法に反する行為を意味するのであろうか。それとも、もっと緩やかな意味で用いられていたのであろうか。

以下では、1853年から54年にかけての、トルコ・ロシア間の紛争に端を発するクリミア戦争の開戦過程を検討して、この点を明らかにしたい。

第5節 クリミア戦争開戦過程における干渉概念

第1項 干渉の意味内容

クリミア戦争は、当時トルコ領であったエルサレムの管理権を巡る、ギリシア正教徒とカトリック教徒の争い、および、その後ろ盾であるロシアとフランスとトルコの対立に端を発するものである。1853年春、ロシアは特派使節メンシコフ(Alexander Menshikov)をトルコに送り、トルコ政府との交渉にあたらせ、聖地管理権問題自体は決着した。しかしメンシコフはさらに、トルコ領内の全ギリシア正教徒にたいするロシアの保護権をトルコが承認することを要求した。これをトルコが拒否すると、ロシアは5月に外交関係を中断し、さらに7月には、要求の受け入れを強制するため、トルコ領内の自治国家であったモルダヴィアとワラキア両公国を、宣戦することなく占領した。ここに至って、ヨーロッパの他の四つの列強である英、仏、墺、普は紛争処理に乗り出し、7月末以降ウィーンで断続的に会合し紛争処理案を協議したが成功せず、10月にはトルコがロシアに宣戦、1854年2月にはロシアが英仏との国交を断絶、2月末に英仏が最後通牒を発し、3月末には正式にロシアと開戦するに至った。

この一連の開戦過程において、四つの列強は、ロシアとトルコの紛争の処理を試みたわけだが、これらの諸国は自らの行動を、干渉と性格付けている。例えば、1853年12月5日の議定書においては、四カ国の代表が「ロシア宮廷とトルコ宮廷の間に生じた紛争を取り除く諸手段を探求するために会議に集まった」ことが確認され、結論部においては、「自らの友好的干渉(intervention amicable)よって平和の再建に貢献するという列強(Puissances)の希望」に言及されているのである⁽⁶⁵⁾。

それでは、これらの諸国は、具体的にどのような行為を干渉に当たる行為として念頭に置いていたのであろうか。まず、「友好的干渉」という表現からも予想されるように、仲介は干渉に含まれていた。例えば1853年6月、オーストリア外相のブオル(Karl von Buol-Schauenstein)

(65) Protocol of a Conference of the Four Representatives, held at Vienna, December 5, 1853, in *EP*, pp. 761-762.

は、ロシアによる両公国の占領には、「1841年条約の締約国である列強は、干渉し、仲介によって、ロシア皇帝の期待を満たしかつ両公国からの撤退とオスマン帝国の保全の確立を保障するような取り決めをもたらす権限を与えられうる」と述べている⁽⁶⁶⁾。ここでは、仲介が干渉の内容と捉えられている。

さらに、仲裁も干渉に含まれると考えられる。例えば、トルコとロシアが既に戦争状態にあった11月、両国間の紛争処理への四列強の関与方法についてのオーストリアの提案を批判する際、フランス外相は、「オーストリア政府は、列強の行動は非公式の干渉(intervention officieuse)の限界を決して越えてはならないという見解である。これとは反対に、フランス政府は、ロシア・トルコ紛争はヨーロッパの死活的利益に間近に触れるので、四列強は仲介者として名乗りを上げ、必要とあらば交戦両当事者に仲裁を課す権利だけでなく義務を有すると考える」と述べている⁽⁶⁷⁾。また、1854年1月末にナポレオン三世がニコライ一世に送った書簡が、他の列強を排除したロシア・トルコの直接交渉を認めているとの英国の批判に対し、フランス外相は、ナポレオンの書簡においても両国の合意は列強の監督下に置かれるとされていると反論して、書簡の内容について次のように述べている。「交戦両当事者が合意する文書を会議の審判に服させる、すなわち従属させること、このことは、会議に裁判管轄！の実定的権利を付与することであり、最も断定的に、ロシア・トルコ関係へのヨーロッパの干渉を確認するものである」⁽⁶⁸⁾。

さらに、以下の事例からは、干渉が、以上のような仲介や仲裁だけでなく、紛争当事者に対する強制をも含むと考えられていたことが明らかになる。1853年11月に、黒海のトルコ沿岸のシノペの海戦においてロシア艦隊がトルコ艦隊に壊滅的打撃を与えると、12月、英仏は自己の艦隊

(66) The Earl of Westmorland to the Earl of Clarendon, Vienna, June 17, 1853, in *EP*, p. 314.

(67) Hübner an Buol, Paris, le 20 Novembre 1853, in Winfried Baumgart hrsg., *Akten zur Geschichte des Krimkriegs* (hereinafter, *AGK*), Serie I, Band 1, p. 432.

(68) Drouyn de Lhuys an Walewski, Paris, le 16 février 1854, in *AGK*, Serie IV, Band 1, p. 851.

を黒海に進入させ、ロシア艦隊に対して、黒海での軍事活動を停止しクリミア半島の母港に撤退するよう要求し、従わない場合には撤退を強制すると通告した⁽⁶⁹⁾。この行動は、戦争には至らない強制として、「強制措置(coercive measures)」⁽⁷⁰⁾と呼ばれているが、これは、「干渉する(interfere)権利」⁽⁷¹⁾の行使とされていた。フランス政府の見解によれば、これはギリシア独立戦争におけるトルコに対する強制や、ベルギー独立戦争におけるオランダに対する強制などの過去の先例からも正当化できる行為である。すなわちフランス外相は次のように述べた。「ナヴァリノ海戦に先立って、宣戦布告があったであろうか。英国がエスコーに軍艦を派遣しフランスがアントワープ要塞に陸軍を派遣したとき、平和の破棄通告がオランダ王に公式になされていたであろうか。私はこれら二つの目立つ事実だけに止めておくと、フランスと英国が、開始された戦闘行為を停止させるために、あるときは武力の直接の行使によって、またあるときは脅迫的な外観をもつ措置によって、干渉を課すことをためらわなかったが、それにもかかわらず前もっての宣戦布告によって交戦国の一方または他方との関係を断絶することを義務付けられるとは考えなかったさらなる他の事例を示すことは、私には容易であろう」⁽⁷²⁾。

クリミア戦争開戦過程についての以上の検討からは、干渉が、紛争当事国の「間に来る」第三国のかなり広い範囲の行為を包摂するものであることが窺える。すなわち、仲介のような友好的働きかけから、仲裁による法的拘束力をもった裁定を経て、強制措置に至る範囲の行為が、干渉と呼ばれていた。したがって、国際紛争について用いられる場合の干渉概念は、中立法に反する行為といった狭い意味を持つものではないと言えることができる。

管見の限り、干渉概念の定義を直接の対象とする当時の外交文書は見

(69) The Earl of Clarendon to Sir G.H. Seymour, Foreign Office, December 27, 1853, in *EP*, pp. 788–790.

(70) Sir G.H. Seymour to the Earl of Clarendon, St. Petersburg, January 13, 1854, in *EP*, p. 850.

(71) Lord Cowley to the Earl of Clarendon, Paris, December 16, 1853, in *EP*, p. 770.

(72) Drouyn de Lhuys an Walewski, Paris, le 19, décembre, in *AGK*, Serie IV, Band 1, p. 709.

出せず、ヨーロッパ諸国がどのような意味で干渉の語を用いていたのかを確証することはできないが、以上の検討結果を前提に、外交文書の中に見られる表現から干渉及び不干渉を定義するとするならば、干渉は、「重大なヨーロッパの利益に間近に触れる問題の処理に対して干渉列強 (Puissances intervenantes) の正当な影響力 (une influence légitime) を確保する」⁽⁷³⁾ という表現に見られるように、国際紛争の帰趨に影響力を行使する行為一般を意味内容とすると言いうことができるように思われる。したがって、「不干渉」とは、国際紛争の展開に対して何の影響力も行使しないこと、1853年11月のフランス政府の回状において干渉の対極にある姿勢として示されていた表現を使えば、「手を引いて事態を見守る (s'abstenir et attendre les événements)」⁽⁷⁴⁾ ことを意味していたと考えることが許されるであろう。

第2項 干渉 ≠ 強制

現代の国際判例や学説では、干渉とは他国の意思の強制のことであるとされている。しかし、以上の検討からは、19世紀においては、干渉は、内乱への非中立的行動と、国際紛争への影響力行使一般という二つの意味を持っており、いずれも強制には一致しないということがわかる。

実際のところ、平時における他国の意思の強制は、「強制措置」と呼ばれていた。クリミア戦争開戦過程では、二つの強制措置の事例が見られる。一つは、既に挙げた、1853年12月の英仏艦隊によるロシア艦隊への要求である。もう一つは、1853年7月の、ロシア軍による両公国の占領である。

後者について、ロシア政府は次のように説明していた。「ヨーロッパ公法においては、常に、積極的な戦争と単に強制的な措置 (mesures simplement coercitives) の明瞭な区別がある。フランス政府は、現代史と自分自身の政治的先例の中にこの区別の多くの事例を見つけるために、ずっと遠くまでさかのぼる必要はないであろう。ギリシア革命の時

(73) Buol an Hübner, Vienne, le 14 Novembre, in *AGK*, Serie I, Band 1, p. 427.

(74) Zirkular, Paris, le 7 novembre 1853, in *AGK*, Serie IV, Band 1, p. 612.

代において、スルタンが当時自己の領土とみなしていた領土の保全の侵害に対して強く抗議した、スルタンの軍隊を追い払うためのフランス軍のモレア進入や、沿岸の封鎖、トルコ艦船の拿捕と破壊という、一連の武力措置(mesures de force)でそれにも拘らず戦争状態を引き起こさなかったものについて述べずともよい。さらに我々は、1830年以降に、フランスがイギリスとともに、しかし露奥普に直接対立して、オランダ王の抗議や、オランダ王に下された条件を彼に自発的に受諾を決意させようと試みていたその他の三大国の抗議にも拘らず、オランダ王がいまだ放棄に同意していなかった領土に侵入して王の軍隊の撤退をこの王に要求し、後にはアントワープを砲撃し、同盟国とともにオランダの港湾を封鎖したことを想起することができるであろう。英仏はそのときこれらすべての行為を、自らが引いたある枠の中に収められた強制措置と性格付けた。我々の知る限り、我々は現在までのところそこまで強制措置を拡大していない⁽⁷⁵⁾。また、別の文書においても、「この措置は我々のトルコとの局地的な条約には影響を与えたが、いかなるヨーロッパの諸条約も侵害しなかった。ところで、たくさんの先例が、単なる強制措置と真の戦争行為の間の区別を許容している」として、上記の二つの先例とともに、1850年に金銭的請求を実現するためにイギリスがギリシアを封鎖した、いわゆるドンパシフィコ事件が挙げられている⁽⁷⁶⁾。

このロシアの主張においても、12月のフランスの見解においても、強制措置の先例とされているのは、ギリシア独立戦争におけるトルコに対する英仏の強制と、ベルギー独立戦争におけるオランダに対する英仏の強制である。ロシアの主張では、さらに1850年のドンパシフィコ事件が付け加えられている。これに対して、ラッセルの議論や現代の学説の一般的理解に明らかなおと、干渉についての国家実行の起源は、1820年

(75) Count Nesselrode to M. de Kisséleff, St. Petersburg, le 13 Août, 1853, in *EP*, pp 505-506.

(76) Mémoire aux Ministres et Agents Diplomatiques de la Russie, donnant un exposé de la Question d'Orient jusqu'à sa Phase actuelle, et de la conduite que la Russie y a tenue, St. Petersburg, le 15 Février, 1854, in *BFSP 1855-1856.*, pp. 369-370.

代初頭の正統主義に基づく大陸列強の干渉権の主張と、それに対する英国の不干渉原則の主張である。

このように、「強制措置」と「干渉」では念頭に置かれている先例が異なっており、ここからも、両者が異なる概念であることがわかる⁽⁷⁷⁾。

第6節 学説における国際紛争への影響力行使としての干渉概念の受容

以上のように、当時のヨーロッパの国家実行では、内乱への非中立的行為という干渉概念と、国際紛争への影響力行使という干渉概念の二つが存在した⁽⁷⁸⁾。

ここから、内乱への非中立的行為という意味の干渉概念とは別に、国際紛争への影響力行使という意味での干渉概念が国家実行上存在したがゆえに、学説においても、干渉の事例として国際紛争が挙げられ、時に「対外事項」と名付けられるようになったものと、考えることができるだろう。

しかし、ここで生じる疑問は、国家実行においては、干渉概念自体が

(77) ちなみに、ロシアが両公国の占領が強制措置であってトルコに対する戦争行為ではないことを強調した理由は、1841年の五大国とトルコの条約において、平時においてボスフォラス・ダーダネルス海峡はすべての外国軍艦に閉鎖されることになっていたことにある。Clive Parry ed., *Consolidated Treaty Series* (hereinafter, *CTS*), vol. 92, New York: Oceana Publications, pp. 7-10. ロシアによる両公国占領によって既に戦争状態が生じているとされると、英仏艦隊が海峡を越えて黒海に進出できることになり、ロシアが戦略的に不利な立場に置かれる危険があったのである。これに対し、英仏は、ロシアが両公国を占領した時点で、事実上戦争状態が発生し、英仏艦隊の海峡進入も法的に可能になったと主張した。Circular to Her Majesty's Missions abroad, Foreign Office, November 7, 1853, in *EP*, p. 670; Walewski an Drouyn de Lhuys, Londres, le 27 septembre 1853, in *AGK*, Serie IV, Band 1, p. 508.

(78) したがって、干渉概念には内乱への関与としての「対内干渉」、国際紛争への関与としての「対外干渉」、戦争に至らない救済手段としての「処罰干渉」の三つがあるとするウィンフィールドの見解は、19世紀ヨーロッパの国家実行における干渉概念の複数性を相当程度正確に捉えていると言うことができる。ただし彼が、この三つの干渉概念は、「強制」という本質において共通するとしている点は妥当ではない。Winfield, *supra* n. 29, 149.

二つあると考えられたが、学説はこの国家実行をそのまま受容してはいないのはなぜかということである。というのは、本章の冒頭で挙げた学説では、一部の例外⁽⁷⁹⁾を除けば、干渉概念を二つに分けるのではなく、干渉の概念自体は「強制」を本質とするものとして単一と捉えられ⁽⁸⁰⁾、その強制の対象となる事項が、「対内事項」と国際紛争とに分類されるという形をとっているのである。

この理由はおそらく、学説においては、この19世紀の国家実行の以前から、干渉とは国家意思の制約であるとの見方が確立していたため、国家実行に応じて干渉概念を変更することができなかったことにあるように思われる。その結果、干渉概念ではなく、対象となる事項の部分に、

(79) Rivier, *supra* n. 32, pp. 389–390; Hermann Strauch, *Zur Interventions = Lehre: Eine völkerrechtliche Studie*, Heidelberg: Carl Winter's Universitätsbuchhandlung, 1879, p. 2.

(80) 19世紀以降においては、干渉に関する規律の対象行為が他国の意思の強制であることについては、学説上広範な一致が見られる。Hall, *supra* n. 25, p. 259; Robert Phillimore, *Commentaries upon International Law*, vol. 1, London: William G. Benning and Co., 1854, p. 434; W.E. Lingelbach, "The Doctrine and Practice of Intervention in Europe," *Annals of the American Academy of Political Science*, vol. XVI (1900), p. 1; Augustus Granville Stapleton, *Intervention and Non-intervention or the Foreign Policy of Great Britain from 1790–1865*, London: John Murray, 1866, p. 6; Charles Calvo, *Le droit international théorique et pratique*, 5e éd., tome 1, Paris: Arthur Rousseau, 1896, p. 352; A.G. Heffter, *Le droit international de l'Europe*, traduit par Jules Bergson, troisième édition française revue et augmentée, après le décès du traducteur, par l'auteur, Berlin: E.-H. Schroeder, 1873, p. 95; Lawrence, *supra* n. 34, pp. 65–67, p. 115; Frantz Despagnet, *Cours de droit international*, 4e éd., complètement revue, augmentée et mise au courant par Ch. De Boeck, Paris: Sirey, 1910, p. 251; Franz von Liszt, *Das Völkerrecht: systematisch dargestellt*, 5., durchgearbeitete Aufl., Berlin: O. Häring, 1907, p. 64; Carnazza Amari, *supra* n. 31, p. 353; J.C. Bluntschli, *Das Moderne Völkerrecht der civilisirten Staaten als Rechtsbuch dargestellt*, dritte mit Rücksicht auf die neueren Ereignisse bis 1877 ergänzte Auflage, Nördlingen: C.H. Beck'schen Buchhandlung, 1878, § 474, n. 5; A. de Floeckher, *De l'intervention en droit international*, Paris: A. Pedone, 1896, p. 3; Berner, *supra* n. 25, p. 341; Geffcken, *supra* n. 33, pp 131–132; Henry Bonfils, *Manuel de droit international public*, Paris: Arthur Rousseau, 1894, p. 153.

国家実行が反映されることとなったと考えられるのである。

すなわち、学説においては、18世紀半ばにヴァッテル(Emmerich de Vattel)が不干渉原則の萌芽的な議論を行った当初から、干渉概念の本質が、他国の意思の自由を制約することを意味していた。

ヴァッテルは干渉の明確な定義は行っていない。しかし、彼の記述からだいたいの意味はつかむことができる。第2巻第54節において、彼は次のように述べている。「諸国民(Nations)の自由と独立の明白な帰結として、すべての国民は自ら適切と判断するように統治する権利を持ち、いかなる者も他国の統治(Gouvernement)に干渉する(se mêler)権利をまったく持たない。国民に帰属しうる権利の中で、疑いなく主権は最も価値あるものであり、他国は国民に不正をなすことを望まないならば、それを最も誠実に尊重しなければならない」⁽⁸¹⁾。

この文章から明らかなように、ヴァッテルにおいて、「干渉」とは、国民の自由と独立の制約、すなわち国民が自由意思に基づき統治することを妨害することを意味する。また、この干渉の対象事項としての「統治」は、「国内事項(affaires domestiques)」⁽⁸²⁾とも呼ばれている。

このように、ヴァッテルは干渉を他国の意思の自由の制約とみなしていたことがわかる。この理由については特に説明されていない。しかし、この議論がなされているのが、「安全権及び、諸国民の主権と独立の諸帰結」と題された章の中であること、また、まず国家の自由と独立を定立して、その帰結として干渉の禁止を導き出すという議論の進め方は、ヴァッテルにおいては、国家の独立及び自由の権利との関係で干渉概念が意識されたことを示している。つまり、最初に国家の自由・独立権があり、その侵害=自由の制約について、干渉(se mêler)という言葉をあてたものであると推定することができる。

これに対して、既に検討したように、国家実行では、先に国家の独立権があり、その侵害を表現するために干渉という語が登場した形跡はな

(81) E. de Vattel, *Le droit des gens, ou principes de la loi naturelle, appliqués à la conduite et aux affaires des nations et des souverains*, 1758, reprinted in Buffalo: William S. Hein & Co., Inc., 1995, Livre II, Chapitre iv, para. 54.

(82) *Ibid.*, Livre II, Chapitre iv, para. 57.

い。むしろ、「間に来る」という干渉の通常の語感から、まずは内乱への関与、そして国際紛争への関与に、干渉の語が用いられたものであると考えられる。干渉のそのような意味が定められた後で初めて、それが、国家の主権・独立権の侵害であるか否かが問題となったのであって、その逆ではないと思われるのである。

そして、このような国家意思の制約としての干渉概念は、19世紀の国家実行を経た、20世紀以降も、維持された。例えば、20世紀初頭の代表的国際法学者で、干渉の古典的な定義を示したオッペンハイム(Lassa Oppenheim)は、干渉を、「事物の現状の維持あるいは変更を目的とする、一国による他国の諸事項への命令的介入(dictatorial interference)である。このような干渉は権利によって、あるいは権利なしに行われうるが、常に個々の国家の対外的独立や領域的・属人的支配権に関わる」⁽⁸³⁾と定義する。オッペンハイムは、干渉を、国家意思への強制と捉えていると言うことができる。ヴァッテルは、必ずしも強制に至らないような他国の意思の自由への制約も干渉に含めているように思われるので、オッペンハイムの定義はより狭いと言うことができる。ただし、他国の自由意思の制約を本質的な内容と考える点では同じである。そして引用の最後の部分からは、ヴァッテルと同じくオッペンハイムも、最初から国家の独立権・支配権との関係で干渉概念を捉えていることが窺える。

このように、学説においては、干渉概念が当初から国家の独立権との関係で定義されてきたため、一貫して国家意思の制約・強制という意味で用いられて来たと言うことができる。その結果、学説においては、当時の国家実行では「干渉」と呼ばれていた、国際紛争への影響力行使が、干渉の定義としてそのまま受容されることはなく、干渉＝強制の対象となる事項として、対内事項⁽⁸⁴⁾と並んで国際紛争が念頭に置かれるようになったものと推定できるのである。

(83) L. Oppenheim, *International Law: A Treatise*, vol. 1, Peace, London: Longmans, Green, and Co., 1905, p. 181.

第3章 国際紛争への関与としての干渉の法的地位

以上のように、国家実行上の「干渉」＝国際紛争への影響力行使という理解の影響を受けて、「対外事項」＝国際紛争という見方が学説に登場したと考えられる。

しかし、国家実行の影響はこの点だけに限られないと考えることができる。学説において、「対外事項」への干渉は原則として禁止されては

(84) 「対内事項」の概念についても同じことが言えると思われる。国家実行では、不干渉原則に言う「干渉」とは「内乱への非中立的態度」であったと考えられるが、学説では当初から干渉は国家意思の制約として定義されていたので、「内乱への非中立的態度」がそのまま学説上干渉の定義として受容されることはなかった。その結果、内乱という要素は、干渉＝強制の対象事項としての「対内事項」の定義に含まれたと思われる。例えば、19世紀中葉の代表的国際法学者であるブルンチュリ(J.C. Bluntschli)は、「国際法によって一般に外国は独立国家の国制についての争い(Verfassungsstreitigkeiten)に干渉(einmischen)したり、国家革命(Statsumwälzungen)に対して干渉(intervenieren)したりする権利を与えられていない」(Bluntschli, *supra* n. 80, para. 474.)と定式化し、「一国の国制と対内法秩序の保護は、その国家の対内事項(eine innere Angelegenheit)であり、国際法の任務ではない。……それゆえまた、一般にその種の国制についての闘争や変更への外国の干渉は、国家の自律(die statliche Selbständigkeit)への正当化されない介入(Eingriff)であり、また一般的平和を危険にさらすものであり、国際法によって承認されない」(*Ibid.*, para. 474, n. 1.)と述べている。

ここでは、干渉の対象である「対内事項」として具体的に念頭に置かれているのは、明らかに内乱である。ただし、「対内事項」は、内乱そのものとして定義されてはおらず、内乱を含むがより一般的な「国制と対内法秩序の保護」として定義されている。すなわち、内乱は、国家が「自らに国制の形態を付与する」(*Ibid.*, para. 474, n. 2.)こととして捉えられている。

したがって、19世紀半ばの学説においては、「対内事項」として、主に内乱を念頭に置きつつ、定義としては、より一般的に国家の統治とされていたと考えることができる。このように内乱自体が「対内事項」の定義とされなかったのは、既にヴァッテルが不干渉原則を定式化して以来、学説では、干渉の対象事項は対内的統治であると捉えられていたことがあるように思われる。学説上、干渉＝国家意思の制約、対内事項＝対内統治という定義が既に確立していたがゆえに、国家実行における内乱の要素は、干渉の定義にも、対内事項の定義にも採用されず、統治の主要な内容としての「国内政体の選択」として、「対内事項」概念に吸収されたと考えることができる。

いないという見解が主張された理由の一つも、国家実行にあるように思われる。

すなわち、当時のヨーロッパでは、国際紛争への影響力行使については広範に許容されていたため、その影響で、学説においても、「対外事項」については、干渉が許容されるとみなされたのではないだろうか。例えば、既に検討したように、当時の有力政治家であったラッセルは、ヨーロッパ諸国が勢力均衡に配慮する義務を負っていることを根拠に、国際紛争が生じた際には、第三国がその国際紛争によって自己の利益や「一般的独立」(おそらく独立国家からなる国際社会全体の存続を意味すると思われる)が害されるかどうかを自由に判断し、干渉できるとの見解を示していた。このラッセルの理解を念頭に置きつつ、以下では、当時の国家実行における、国際紛争への影響力行使という意味での干渉の法的地位について検討したい。

第1節 19世紀「ヨーロッパ公法」の構造

国際紛争への影響力行使という意味での干渉の法的地位を明らかにする前に、まず、干渉を巡る国家実行の前提となっていた、19世紀前半のヨーロッパの国際法秩序、すなわち「ヨーロッパ公法」⁽⁸⁵⁾の構造を明らかにする必要がある。

ヨーロッパ公法の構造は、内乱への関与としての干渉の合法性が争われた、1820年代から30年代の不干渉原則をめぐる国家実行から窺うことができる。

当時、正統性原則に基づいて大陸列強が主張したのは、「ヨーロッパ法」⁽⁸⁶⁾、あるいは単に「公法」⁽⁸⁷⁾とも呼ばれた、「新たなヨーロッパ公法を構成する諸合意」、すなわち、「言及された諸合意の中で最も重要なものは、1815年6月9日のウィーン会議議定書と、同年11月20日のパリ条約、1819年7月8日のフランクフルト議定書であり、これらの諸合意は、ヨーロッパのさまざまな諸国の領域の新たな区分を設定している」⁽⁸⁸⁾とされた条約体系を前提に、このヨーロッパ公法は、単にヨーロッパの領域秩序を保護するだけでなく、ヨーロッパ諸国の既存の国内政体をも保

(85) ヨーロッパ公法概念については、一方で、ヨーロッパで生じた近代国際法と同じ意味と解する伝統的立場がある。Karl-Heinz Ziegler, *Völkerrechtsgeschichte*, München: Verlag C.H. Beck, 1994, p. 219; 藤田久一、「東洋諸国への国際法の適用—19世紀国際法の性格—」、関西大学法学部編、『法と政治の理論と現実—関西大学法学部百周年記念論文集—』有斐閣、1987年、135-173頁。この立場からは、例えばトルコが「ヨーロッパの公法と協調の利益に参加すること」を承認した1856年のパリ条約第7条は、トルコが国際団体(*famille des nations*)に加入することを承認するものと解釈される。同論文、144-145頁。

しかし、このような理解に対して、ヨーロッパ公法とはヨーロッパ諸国間のみを規律する地域国際法秩序であり、近代国際法秩序全体を指すものではないという異論が示されている。Hugh M. Wood, "The Treaty of Paris and Turkey's Status in International Law," *American Journal of International Law*, vol. 37 (1943), pp. 262-274.

シュミット(Carl Schmitt)のヨーロッパ公法観は、それがヨーロッパ諸国のみを主体とするヨーロッパの共同体秩序であったという点で、地域国際法秩序という見方に一致する。しかし、地域国際法という見解はそれを包摂する一般国際法秩序を前提としているが、シュミットはヨーロッパ公法の上にそのような一般国際法が存在するという見方を示しておらず、むしろ19世紀末におけるそのような普遍的国際法の成立によってヨーロッパ公法は解体したと見る点で異なる。Carl Schmitt, *Der Nomos der Erde im Völkerrecht des Jus Publicum Europaeum*, vierte Aufl., Berlin: Duncker & Humblot, 1997, pp. 206-208.

グレーヴェによれば、18世紀までは、普遍的とされた国際法規範もヨーロッパ諸国間にしか適用されなかったもので、「ヨーロッパ公法」は単なる地域特別国際法ではなく、ヨーロッパのキリスト教諸君主と諸国民の国際法秩序であった。Wilhelm G. Grewe, "Vom europäischen zum universellen Völkerrecht: Zur Frage der Revision des >>europazentrischen<< Bildes der Völkerrechtsgeschichte," *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, 42. Bd. (1982), pp. 461-465. しかし、国際法の適用の普遍化が進行した19世紀前半以降においては、「ヨーロッパ公法」や「ヨーロッパ協調」は、ヨーロッパ諸国間の地域特別国際法を意味するようになったのであり、パリ条約第7条も、この特別法秩序への参加の承認と捉えられる。Ibid., pp. 472-475; Dietrich Schindler, "Universelles und regionales Völkerrecht," in *Recht als Prozess und Gefüge: Festschrift für Hans Huber zum 80. Geburtstag*, Bern: Verlag Stämpfli & Cie AG Bern, 1981, p. 610.

他方、グッゲンハイムは、近代国際法は当初から普遍的に適用されていたのであり、「ヨーロッパ公法」という観念はフィクションであるとする。Paul Guggenheim, "Das Jus publicum europeum und Europa," *Jahrbuch des öffentlichen Rechts der Gegenwart*, neue Folge, 3. Bd. (1954), pp. 1-4. ただし、19世紀における、ヨーロッパの組織化の法としてのヨーロッパ公法の存在は認めている。Paul

護しているという点であった。

例えば、ロシア、オーストリア、プロイセンの大陸列強が正統性原則に基づく干渉権を定式化した1820年のトロップハウ会議において、ロシアによって提出された文書は次のように述べている。ロシアによれば、「ウィーン会議一般議定書とそれに関連するすべての諸合意と諸条約によって設立された公法」⁽⁸⁹⁾によって、「対内諸制度の合法秩序を維持するための干渉権」⁽⁹⁰⁾は既に承認されている。すなわち、「もし、実際にこれらの合意が対内諸制度の合法秩序、より正確な表現を使えば、王権およびそれに依存する諸権力の正統性を保障していないなら、もし、これらの既存の諸条約がこの保障に、領域の保有状態 (*l'Etat de possession territoriale*) の保障を結合させていないなら、既存の諸条約の目的や帰結は何なのか、また、大同盟、すなわちこれらの合意を締結しそれらの合意に集団的な署名を付与したすべての諸国の一般的同盟の本質はどこ

Guggenheim, "Droit international général et droit public européen," *Annuaire Suisse de droit international*, tome 18 (1961), pp. 16-22.

本研究は19世紀のヨーロッパ公法を対象としているが、この時期のヨーロッパ公法がヨーロッパ諸国のみを規律する国際法秩序であったと考える点で、ウッドやシュミット、グレーヴェ、シンドラー、グッゲンハイムの見解に一致する。

19世紀前半に既に普遍的国際法が成立しつつあったかどうかという、シュミットとグレーヴェの対立点については、合衆国や中南米諸国の独立によって19世紀前半には普遍化の過程が始まっていたとするグレーヴェの立場を採用する。

(86) George Canning to H. Wellesley, Gloucester Lodge, Sept. 16, 1823, in Stapleton, *supra* n. 54, pp. 374-375.

(87) Questions que présente le développement ultérieur de la première partie du protocole du 7 (19) novembre ou de la partie intitulée *principes*, le 5 (17) décembre 1820, in *Внешняя политика России XIX и начала XX века: документы Российского Министерства иностранных дел*, vol. 11, p. 648.

(88) Инструкция статс-секретаря К.В. Несселроде генералмайорфу К.Х. Бенкендорфу, 26 ноября (8 декабря) 1820 г., in *ibid.*, pp. 635-636.

(89) Questions que présente le développement ultérieur de la première partie du protocole du 7 (19) novembre ou de la partie intitulée *principes*, le 5 (17) décembre 1820, in *ibid.*, p. 648.

(90) *Ibid.*

に存するのかと、まさしく自問することができるであろう。もし、対内諸制度の合法秩序を維持し尊重させるために新たな保障合意の必要性を承認するとするなら、どうして、領域の諸区分の不可侵性を確保するためにも、新たな合意が同じく必要であると承認しないのであろうか。既存の諸条約と、すべての締約国及び加入国による共同の裁可という事実が、二つの目的の双方に込えているか、さもなければ、もし前者をよりよく履行するために追加的な諸条項を定めるのであれば、前者を後者から分離して扱う根拠はないことになるか、そのいずれかである⁽⁹¹⁾。

ここでは、「公法」によって領域秩序が保障されていることは大前提とされており、それに加えて、「対内諸制度の合法秩序」も「公法」を構成する既存の諸条約によって保障されており、その結果、干渉権が列強に承認されることが主張されている。

これに対して不干渉原則を主張した英国の見解は、「ヨーロッパ法」はヨーロッパの領域秩序のみを法的に保護しているのであって、国内秩序は保護されておらず、したがって、干渉権は認められないというものであった。

すなわち、イギリス外相カニングによれば、「我々の諸義務は、私の思うところでは、ヨーロッパ法(the law of Europe)の一部をなす公的諸条約か、宮廷間の外交的諸取り決めの中に見出されなければならない。私は、公開されているものであれ、外務省の資料庫に記録されているものであれ、これらのどちらかの種類の文書のいずれかに、この国が独立諸国の対内諸関心に武力または脅迫によって自ら干渉することか、あるいは他の諸国の干渉を支援し、扇動し、あるいは支持することを義務付ける諸義務を見つけ出そうとして途方にくれている。ボナパルト一族のいずれかの血統によるか、それを代表しての、フランス王国の王位に対する企てという特定事例における、フランスへの干渉の特別の約束は、私が知っている唯一の例外である。そしてそれは、非常に入念に特定化されている例外であり、原則を証明するものである。私が規則と考えているのは、我々の諸約束は、和平において処理された領域の所有状

(91) *Ibid.*, p. 649.

態、すなわち国家間の諸事項の状態にもつばら言及しており、(上述した唯一の例外を除いて)いずれの国の国内の諸事項にも言及していないというものである⁽⁹²⁾。したがって、「まったくのところ、我々が領域の保有だけを規律していると捉えている諸条約と諸約束が、諸国の対外的安全だけでなく対内諸事項にも関連しているように解釈される(我々はこれを否定する)のみならず、これらの諸条約は前者よりも後者にずっと多く関連しているので、それ自体が同盟発動原因(*casus foederis*)を構成し、同盟諸国の援助を要求したであろう国家の独立の侵害は、それが対内への干渉から結果として生じた場合には無実であるだけでなく通常のことであると解釈されることは、和平において処理されたことすべての奇妙な歪曲である⁽⁹³⁾。

以上の検討から、「ヨーロッパ公法」とは、ナポレオン戦争の戦後処理のためのヨーロッパ諸国間の条約体系を意味することがわかる。そして、このヨーロッパ公法が、ヨーロッパ諸国の領域秩序を確立するものである点については、いずれの国にも異論はなかった。対立は、ヨーロッパ公法は、領域秩序だけでなく、各国の国内政体をも保障しているか否かであった。

言い換えれば、内乱への非中立的行動としての干渉について、国家実行上争われたのは、それが、ナポレオン戦争の戦後処理の諸条約から構成される「ヨーロッパ公法」上、合法であるか否かであり、この国家実行から確立した規範は、ヨーロッパ諸国を締約国とする「ヨーロッパ公法」という条約体系の解釈や運用に関するものであって、例えば当時既に存在したアメリカ合衆国などに当然に妥当するものではなかったと言えよう⁽⁹⁴⁾。

(92) George Canning to H. Wellesley, Gloucester Lodge, Sept. 16, 1823, in Stapleton, *supra* n. 54, pp. 374-375.

(93) *Ibid.*, pp. 375-376.

(94) モンロー宣言は、まさにヨーロッパ公法秩序のアメリカ大陸への拡大を拒絶したものとも言える。Carl Schmitt, *Völkerrechtliche Grossraumordnung, mit Interventionsverbot für raumfremde Mächte: Ein Beitrag zum Reichsbegriff im Völkerrecht*, unveränd. Ausg. der 4. erw. Aufl., Berlin: Duncker & Humblot, 1991, pp 29-30.

第2節 クリミア戦争開戦過程における干渉の法的地位

このように、内乱への非中立的行動としての干渉についての国家実行は、ヨーロッパ諸国のみならず、妥当する条約体系としてのヨーロッパ公法の解釈、運用の問題として展開したものであった。

それでは、国際紛争への影響力行使としての干渉についてはどうだったのだろうか。クリミア戦争開戦過程を中心とする以下の検討からは、こちらの意味の干渉も、何らかの一般国際法上の合法性ではなく、ヨーロッパ公法上の法的地位が当事国の念頭に置かれていたことがわかる。

第1項 1820年前後における議論の萌芽

19世紀前半の内乱に関する国家実行から明らかになったのは、大陸列強も英国も、「ヨーロッパ公法」によって、ヨーロッパ諸国の領域秩序は保護されていることについては異論がなかったことであった。

ところで、英国は、このヨーロッパ公法が保護するヨーロッパの領域秩序を「ヨーロッパの領域的均衡(Territorial Balance of Europe)」と表現し、その侵害については「干渉」が認められるとの見解を、既に1820年代に示している。

すなわちイギリスによれば、「1815年のパリ条約は、パリとウィーンの諸条約によって設立された事物の状態を、四国同盟の保護下に置くことだけをしなければならなかった」⁽⁹⁵⁾のであり、ここで同盟の保護下に置かれているパリとウィーンの諸条約は、「ヨーロッパの領域制度」⁽⁹⁶⁾を再建するものである。「この同盟は、フランスの軍事的支配からのヨーロッパ大陸の大部分の再征服と解放のための連合であった。そして征服者を鎮圧した後、和平によって設立された所有の状態を同盟の保護下に置いた」⁽⁹⁷⁾のである。このような前提の下、イギリス政府は、「ヨーロッパの領域的均衡が攪乱される場合には、イギリスは実効的に干渉でき

⁽⁹⁵⁾ Memorandum on the Treaties of 1814 and 1815, Aix-la-Chapelle, October 1818, in Harold Temperley and L.M. Penson, *Foundations of British Foreign Policy: From Pitt (1792) to Salisbury (1902)*, London: Frank Cass & Co., 1966, p. 42.

⁽⁹⁶⁾ *Ibid.*, p. 40.

る」と述べ、「ヨーロッパの軍事的防壁である低地諸国が、反乱によってであれ、征服によってであれ、フランス権力の一般的な塊に飲み込まれるのを阻止することの重要性は、おそらく語られうる他のいかなる対内的性格の事例に基づく場合よりも迅速に、これに基づいて行動することをイギリス政府に可能にするかもしれない」、「現実の危険がヨーロッパシステムを脅かすときには、我々は我々のいるべき場所に見出されるであろう」と結論付けている⁽⁹⁸⁾。

このように英国によれば、「ヨーロッパ公法」によって保護された「ヨーロッパの領域的均衡」が脅かされる場合には、均衡を確保するための「干渉」が許される。この点について大陸諸国は特に言及していないが、既に見たように、大陸諸国は、領域的均衡に加えて既存の国内政体も保護されており、後者を守るための干渉＝内乱への非中立的行為が許されると主張していた以上、領域的均衡を防衛するための「干渉」が許容されることは当然の前提となっていると言えよう。

ここで英国の文書が言及している「干渉」は、「反乱」と「征服」の双方に適用されている。したがってここでの「干渉」概念は、内乱への関与だけでなく、国家間の紛争特に武力紛争に対する関与をも含意しており、1820年代後半以降普及した、国際紛争への影響力行使という意味における干渉概念の萌芽であると考えることが許されるであろう。

したがって、以上の検討からは、この意味における干渉が、「ヨーロッパ公法」によって保護された「ヨーロッパの領域的均衡」が侵略などによって脅かされた場合には許容されるという見方が、既に1820年代初頭において承認されていたと考えることが可能である。

第2項 ヨーロッパ均衡

そして、クリミア戦争開戦過程の検討からは、このような干渉の法的地位についてのより明確な理解を見出すことができる。

① ヨーロッパの均衡の要素としてのトルコの保全

(97) The State Paper of 5 May 1820; or the Foundation of British Foreign Policy, in *ibid.*, p. 54.

(98) *Ibid.*, pp. 62-63.

クリミア戦争開戦過程において、英仏普墺の四大国とロシアの間で争われたのは、オスマントルコ帝国の独立及び保全是、ヨーロッパの均衡の要素であるのか否か、言い換えればヨーロッパ公法によって保護されているのか否かという点であった。

1853年12月5日の四大国の議定書は、「諸条約がトルコに配分してきた範囲におけるトルコの存続は、実際のところ、ヨーロッパ均衡の必要条件のひとつとなっている。そして、下名諸全権は、現在の戦争がいかなる場合にも、時間が東方に確立したものであり、かつまた他のすべての列強の平穩に必要なものである保有状態を変化させうる変更を、両帝国の領域区分にもたらすことができないであろうということを、満足を持って確認する」と述べている⁽⁹⁹⁾。

ここで四大国は、トルコがヨーロッパ均衡の一部をなしていることを明示的に承認している。ところで、これまでの検討から明らかのように、当時、「均衡」が言及される場合、それは、「いずれの国も優越的地位を占めておらず、他国に対して自らが正しいとみなすことを独断的に命令できない状況」⁽¹⁰⁰⁾といった抽象的な意味ではなく、「ヨーロッパ公法」と呼ばれた条約体系により保護されたヨーロッパ諸国の領域配分を意味していた。そこで問題となったのが、トルコは、「ヨーロッパ公法」を構成するいかなる条約によって、その保全是法的に保護されているのかという点である。

② 1841年条約

トルコの保全是原則として採用している条約として、四大国が念頭に置いていたのは、1841年にヨーロッパの五つの列強とトルコの間で締結された、いわゆる海峡条約であった。この条約の直接の対象は、ボスフォラス、ダーダネルス両海峡の法制度を定めるものであり、トルコの

(99) Protocol of a Conference of the Four Representatives, held at Vienna, December 5, 1853, in *EP*, p. 761.

(100) Hedley Bull, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, 3rd ed., with forewords by Andrew Hurrell and Stanley Hoffmann, New York: Palgrave, 2002, p. 97. これはヴァッテルの定義である。Vattel, *supra* n. 81, Livre III, Chapitre iii, para. 47.

保全そのものを規定したものではなかった。ただし、その前文において、「イギリス女王陛下、オーストリア皇帝陛下、フランス国王陛下、プロイセン国王陛下、ロシア皇帝陛下は、彼らの連合と合致が、彼らの配慮の一貫した目的である一般平和の維持についての最も確実な保証をヨーロッパに提供するものであることを確信し、また、上記諸陛下は、スルタン陛下の主権的諸権利の不可侵性に彼らが払う尊重および、彼の帝国の平穩が確立されるのを目にするることについての彼らの真摯な希望の明白な証拠を、スルタン陛下に与えることによって、この合致を証明することを欲し……」と規定されていた⁽¹⁰¹⁾。

ロシア以外の列強は、この海峡条約がトルコの独立及び領土保全を目的として締結されたことを、この前文が明らかにしていると解釈した。ロシアが両公国を占領する以前から、例えばフランス政府は、列強は、「1841年に彼らによって結ばれた約束に照らせば、いかなる締約国やいかなるその他の国がオスマン帝国の独立を侵害し、その結果としてヨーロッパの均衡を侵害することに反対する、権利だけでなく義務も有する」と述べ、「諸条約はベルギー、スイス、ライン諸国の領域区分を保障しているだけでなく、東方における現状も保護している」との見解を示していた⁽¹⁰²⁾。

オーストリア政府も、「この条約は、知られているように、スルタンの主権的諸権利の不可侵性に五大国が払う尊重および、彼の帝国の平穩が確立されるのを目にするることについての彼らの真摯な希望の明白な証拠を、スルタンに与えることによって、一般平和の維持についての最も確実な保証である五大国の合致を証明するという、五大国の意図に起源を負っている」とし、ロシアの行動がトルコの独立を脅かす場合には、「確かに1841年7月11日の条約によって規定された原則を発動する時が来ているであろう。そしてフランスは、我々の目からはヨーロッパの均衡とトルコの独立の最も強力な保障である五大国の間の連合と合致を回復させるためのフランスの努力を我々が支援する用意があることを見出すであろう」と述べていた⁽¹⁰³⁾。

(101) CTS, vol. 92, p. 8.

(102) Hübner an Buol, Paris, le 6, Juin, 1853, in AGK, Serie I, Band 1, pp. 175-176.

③ ロシアの行動による均衡の破壊

このように、1841年条約がトルコの保全を原則としていることを前提に、ロシア以外の列強は、ロシアによる、トルコ領内の全ギリシア正教徒に対する保護権の要求や、モルダビア・ワラキア両公国の占領を、トルコの保全を侵害するものと捉えたのである。すなわち、保護権の要求について、トルコ駐在英国大使は、「そのような既存の諸条約の拡大は、……共通の合意により1841年条約によって確立された合法性の原則の精神にほとんど合致しないとみなされる危険を冒すことになるであろう」と、メンシコフに警告していた⁽¹⁰⁴⁾。フランス政府は次のようにロシアの要求を評価していた。「列強間の均衡は、列強間の平等と調和の不可欠の条件である。そして、もしオスマン帝国が消滅したりこれ以上弱体化したりする場合には、この均衡は不都合な侵害を被るであろう。すべての政府の意見では、当初定式化されたロシアの主張は、スルタンの主権的諸権利を損なうものであった。トルコ政府に領土の一部を喪失させるものではなかったが、トルコの住民の目から、彼らを統治するのに必要なトルコ政府の威信を奪い取るものであった」⁽¹⁰⁵⁾。

以上は、ロシアによる保護権要求がトルコの保全を侵害するとの見解である。他方、ロシアによる両公国の占領は、両公国からの撤退が英仏の最後通牒における直接の要求であり⁽¹⁰⁶⁾、四大国の1854年4月9日の議定書においては、この英仏の通牒について、「法的に根拠のあるものとして(*comme fondée en droit*)オーストリアおよびプロイセンに支持された……要求」とされ、「ドナウ諸公国からの撤退という事実が不可欠の条件の一つであり、これからもそうであるであろう、オスマン帝国の領土保全」⁽¹⁰⁷⁾と述べられている。ここから、この占領がオスマン帝国の領土保全を侵害する違法な行為であると四大国がみなしていたことがわ

⁽¹⁰³⁾ Buol an Hübner, Vienne, le 24, Mai, 1853, in *AGK*, Serie I, Band 1, p. 152.

⁽¹⁰⁴⁾ Lord Stratford de Redcliffe to Prince Menchikoff, Péra, le 8 Mai, 1853, in *EP*, p. 194.

⁽¹⁰⁵⁾ Instruktion für Baraguey d'Hilliers, Paris, le 30 octobre 1853, in *AGK*, Serie VI, Band 1, p. 589.

⁽¹⁰⁶⁾ The Earl of Clarendon to Count Nesselrode, Foreign Office, February 27, 1854, in *EP*, pp. 988-989.

かる。すなわち、「継続的な両公国の占領は、……国際法とヨーロッパの利益に合致しない」⁽¹⁰⁸⁾のであり、「スルタンの領土は征服地として占領され、こうしてロシア政府はヨーロッパの現状を破壊し、1840年と1841年に列強によって宣言された意思に矛盾し、一般平和の攪乱者としてロシアに刻印を押した」⁽¹⁰⁹⁾のである。

第3項 「ヨーロッパ」の干渉

① 干渉権

かくして、トルコの保全は1841年条約によってヨーロッパの均衡の不可欠の要素として法的に保護されており、ロシアの行動は1841年条約の原則に違反する結果、英国外相の表現を借りれば、「ヨーロッパ国際法 (International Law of Europe) を構成し、一般平和と諸国の権利の唯一の実効的保障である諸条約を防衛し支持するために干渉すること」⁽¹¹⁰⁾が、正当化されるのである。すなわち、既に引用したように、1853年6月、オーストリア外相も、「1841年条約の締約国である列強は、干渉し、仲介によって、ロシア皇帝の期待を満たしかつ両公国からの撤退とオスマン帝国の保全の確立を保障するような取り決めをもたらす権限を与えられうる」と述べていた⁽¹¹¹⁾し、フランス外相は、「フランス政府は、ロシア・トルコ紛争はヨーロッパの死活的利益に間近に触れるので、四列強は仲介者として名乗りを上げ、必要とあらば交戦両当事者に仲裁を課す権利だけでなく義務を有すると考える」と述べ⁽¹¹²⁾、「交戦両当事者が合意する文書を会議の審判に服させる、すなわち従属させること、この

(107) Protocol of a Conference held at Vienna, April 9, 1854, in *EP*, pp. 1021–1022.

(108) Buol an Franz Joseph I, [Wien], den 21, März 1854, in *AGK*, Serie I, Band 1, p. 689.

(109) The Earl of Clarendon to Sir G.H. Seymour, Foreign Office, January 31, 1854, in *EP*, p. 862.

(110) The Earl of Clarendon to Sir G.H. Seymour, Foreign Office, July 16, 1853, in *EP*, p. 396.

(111) The Earl of Westmorland to the Earl of Clarendon, Vienna, June 17, 1853, in *EP*, p. 314.

(112) Hübner an Buol, Paris, le 20 Novembre 1853, in *AGK*, Serie I, Band 1, p. 432.

ことは、会議に裁判管轄！の実定的権利を付与することであり、最も断定的に、ロシア・トルコ関係へのヨーロッパの干渉を確認するものである」⁽¹¹³⁾とも述べていた。

② ヨーロッパの権利

この干渉についてまず注意する必要があるのは、これまでの引用からもわかるように、ここで干渉する権限を与えられているのは、あらゆる国ではなく、あくまで「1841年条約の締約国である列強」だということである。これは、形式的には、1841年条約の侵害については、その条約の締約国のみが対処する権限を持つということによって説明できる。しかし、列強の行動が、「ヨーロッパ」の名の下に行われていることから、実際には、単にそれだけではなく、ヨーロッパの五つの大国には、ヨーロッパ公法で保護された領域秩序の侵害に対して共同で対処する権限が一般的に与えられていたと考えることができる。

すなわち、しばしば列強の行動は上記引用部や、「……ロシア皇帝陛下は、会議の存在を無視し、オーストリア、イギリス、フランス、プロイセンによって正当かつ名誉あると考えられた申し出を無視し、トルコとの争いの処理にヨーロッパの干渉を認めないことを決意し、意図的にスルタンの尊厳だけでなく四大国の威厳をも侵害する路線をとっているように見受けられる」といった声明⁽¹¹⁴⁾において、「ヨーロッパの干渉」と呼ばれ、「フランス政府は、ロシア・トルコ紛争がヨーロッパの協力を伴って処理されることに最大の価値を置いている。したがって、……和平条件を定める場に、会議が公式に干渉しなければならない」⁽¹¹⁵⁾とされている。端的に、「ヨーロッパ、すなわち四宮廷」⁽¹¹⁶⁾という表現がなされている場合すらあり、干渉の主体は、個々の国家ではなく、「ヨー

(113) Drouyn de Lhuys an Walewski, Paris, le 16 février 1854, in *AGK*, Serie IV, Band 1, p. 851.

(114) Zirkular, Paris, le 7 novembre 1853, in *AGK*, Serie IV, Band 1, p. 612; The Earl of Clarendon to the Earl of Westmorland, Foreign Office, February 18, 1854, in *EP*, p. 971.

(115) Hübner an Buol, Paris, le 4 Novembre 1853, in *AGK*, Serie I, Band 1, pp. 402–403.

(116) Hübner an Buol, Paris, le 20 Novembre 1853, in *AGK*, Serie I, Band 1, p. 431.

ロッパ」であり、具体的には列強の総体であると考えることができる。

③ ベルギー独立問題の先例

この点について参考になるのが、1830年代のベルギー独立問題である。このときヨーロッパ列強は、ベルギー問題処理のためにロンドンに会議を開催したが、この会議の議定書は、次のように述べている。「優越的原則によれば、諸人民の対内組織に生じる諸変化がいかなるものであれ、諸条約は効力を失わない。この原則の五宮廷による適用を判断するためには、ベルギーに関して五宮廷がとった諸決断を評価するためには、1814年を参照することで十分である。この時期、ベルギー諸州はオーストリア、英国、プロイセン、ロシアによって軍事占領されていた。これらの国がベルギー諸州に行使した諸権利は、これらの諸州の保有のフランスによる放棄によって補完された。しかし、フランスの放棄は占領諸国の利益のためになされたのではない。この放棄はもっと高尚な考えに由来していた。この諸国とフランス自身は、ベルギーについての見解において今日と同様にそのときも無私であった。そして、ベルギー諸州をヨーロッパにおける正当な均衡の設立と一般平和の維持に協働させるという唯一の目的で、主権ではなく処分権(disposition)を保持した」。四大国とフランスは、「ヨーロッパにおける正当な均衡」を確立するために、ベルギーとオランダを統合したのである。

しかし今やこの統合が崩壊した以上、「新たな諸状況を考慮して、ベルギーとオランダの統合が基礎の一つを構成してきていたヨーロッパの平穏を確保することは、当該諸国の権限に属するのである。これらの諸国は、この平穏を保障することを緊急に要請された。独立した場合にベルギーが一般的な安全やヨーロッパの均衡を侵害しうることを阻止する権利を当該諸国は有し、また諸事態はその義務を当該諸国に課した。このような義務は、あらゆる他者の協力(tout concours étranger)を無用にした。共同で行動するために、当該諸国は、自己の諸条約を参照しなければならないだけであり、自己の不作為や不一致が生じさせるであろう危険の程度を推し量らなければならないだけである」。

そして、このような列強の権限は、ヨーロッパの権利と呼ばれている。すなわち、「個々の国民は自己の個別的諸権利を有する。しかし、

ヨーロッパもまた自己の権利を有するのである。ヨーロッパにこの権利を与えるのは、社会秩序である」⁽¹¹⁷⁾。

このようにロンドン会議は、「ヨーロッパ」の権利を根拠に、当事国の「協力」を必要としない列強の共同行動を正当化したのである。またここからは、ベルギーについての列強の行動の根拠が、列強による占領とフランスによる領域権原の放棄に基づく、列強の領土処分権にあることが窺える。この主張はおそらく、列強によってナポレオンのフランスから解放されたヨーロッパのすべての領域に適用されるものであると考えられる。

したがって、列強は、個々の国家としてではなく「ヨーロッパ」として「ヨーロッパの権利」を行使しており、この権利は、ヨーロッパ全土に対する列強の領土処分権に由来すると推定することができる⁽¹¹⁸⁾。

以上から、列強の行動は、単に1841年条約の個々の締約国としての資格でなされているというよりは、「ヨーロッパ」=列強全体の資格で、この条約を含む「ヨーロッパ公法」⁽¹¹⁹⁾によって確立された領域秩序=ヨーロッパの均衡を維持するために行動する、「ヨーロッパの権利」に基づいていると解釈することができるであろう。

第4項 干渉の主要形態としての「会議」

もう一点注意すべきは、このように、列強の干渉は「ヨーロッパ」の資格で「ヨーロッパの権利」を実現するためになされている結果、その主要な形態は、紛争当事者と列強が参加する会議での交渉及び合意による紛争処理と考えられていたと解釈できることである。例えば、オーストリア外相は、「六カ国代表が出席した交渉」を支持することを明言し、「交渉に提起されるに違いなく、完全にヨーロッパ的性格を帯びている多くの問題が、同盟諸国の直接の干渉を必要としないということはあるに違いない」と述べている⁽¹²⁰⁾。フランス政府は、11月の回状において、「東方問題が到達したこの段階においては、この問題はヨーロッパの公式かつ粘り強い干渉によってしか解決されえないように思われる。この干渉

(117) Protocole de la Conférence tenue au Foreign Office, le 19 Février, 1831, in *BFSP 1830-1831*, pp. 780-781.

を行使する最良の手段は、ロシアとトルコ自体が代表される真剣な会議の開催にある。逆に、もし臆病かつ何らかの非公式なやり方による周旋しかないのであれば、このように重大な問題において列強政府が自己の

- (118) ビーカーは、クライン(Eckart Klein)の領域的地位設定条約(Status Vertrag)の概念をこのベルギー独立問題に当てはめ、列強の干渉権は、ベルギーの独立宣言による、領域的地位設定条約としてのウィーン会議の諸合意の侵害への救済として、法的に根拠付けられていたとしている。Eva Bieker, *Die Interventionen Frankreichs und Grossbritanniens anlässlich des Frankfurter Wachensturms 1833*, Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, pp. 101-105.

領域的地位設定条約とは、英語表記では「国際レジーム(international regime)」と呼ばれ、一般利益に基づいて特定地域の地位を規律する条約で、締約国が当該地域に対し対世的な地位を付与するレジームを設立する意思を有するものである。Eckart Klein, "International Regimes," in *EPIL*, vol. 2, p. 1355; Eckart Klein, *Statusverträge im Völkerrecht*, Berlin: Springer Verlag, 1980, p. 23.

このビーカーの見解は、政治的均衡という一般利益や列強の優越的地位などに示される組織化されたヨーロッパ国際社会の法的表現としてのヨーロッパ公法の維持が、列強の干渉の法的根拠だと考える、本研究の主張に一致する。

しかし、ビーカーがこの干渉権をヨーロッパ公法という個別具体的な秩序における法的効果としてではなく、領域的地位設定条約(国際レジーム)という一般国際法上の概念の効果として捉えている点は、本研究の立場とは異なる。

さらに言えば、干渉権という効果に止まらず、領域的地位設定条約という概念自体が、1920年のオランダ諸島事件をその起源とすることに示されるように、ヨーロッパ公法という具体的な秩序の一般化だと解釈できると思われる。

しかしこのような一般化が可能かどうかは、別途検討する必要がある。特に単純な一般化の障害となるのは、領域の地位を一方的に決定し第三国にもその効果を及ぼすという列強の優越的地位を、一般国際法上承認することになる点である。クラインは、主権平等原則に依拠して、列強にこのような対世的効果を有する領域処理権限を認めることは拒否し、当該領域に権原を有する国家がこの領域的地位設定条約に参加している場合にのみ、対世的効果を承認している。Klein, "International Regimes," p. 1357.

ここに、ヨーロッパ公法が前提とする19世紀ヨーロッパ社会と、現代の一般国際法が前提とする普遍的国際社会の構造の相違が顕れていると考えることも可能であろう。すなわち、ヨーロッパ公法を、領域的地位設定条約として一般化し、現代の一般国際法に導入する試みは、19世紀ヨーロッパで承認されていた列強の優越的地位と、平等な主権国家の並存を基本原則とする現代国際社会の構造との矛盾を明らかにしていると解釈することができる。

オランダ諸島事件については、*League of Nations Official Journal, Special Supplement*, no. 3 (October, 1920), pp. 3-19.を見よ。

行動を一種の認容によってしか表明しないのであれば、おそらく、手を引いて事態を見守るほうがましであろう」と主張していた⁽¹²¹⁾。

この点を最も明瞭に説明しているのが、1853年6月に、フランス外相がロシア大使に述べた言葉である。彼は次のように発言した。「貴宮廷の諸要求がロシアとトルコの個別の関係にしか関わらず、よって我々が干渉する(mêler)必要のない事項であるか、あるいは、スルタンの独立と主権に影響を与えるものであり、したがってヨーロッパの事項であるか、二つに一つである。……我々は我々をトルコの保全の保障者とする条約に署名しているので、諸約束を忘れておらずそれらを履行する用意があることを示さなければならない。もしあなた方が、トルコ政府が間違っていると信じるなら、もし、トルコ政府が許容できない要求を見出すところに、あなた方は正当な主張しか見出さないのであれば、まったくのところその紛争を解決するために設立された法廷(この表現を使うことをお許しいただきたい)が存在する。それは、1841年の取り決めに参加した五大国の会議である。ロシアも含む五大国は、オスマン帝国の独立は、ヨーロッパの均衡に必要なものであること、今後五大国の庇護下におかれることを、共同で決定した。したがって、五大国は、現在の状況において、トルコ政府があなた方の要求の重大性を誇張していないか、あるいはあなた方自身が自己の要求の真の価値について誤解していないか、審査する資格を有している」⁽¹²²⁾。

第5項 トルコへのヨーロッパ公法適用の問題点

① ロシアの反論

これに対して、ロシアは、トルコとの紛争に対する列強の影響力行使、とりわけ六カ国会議への参加を、一貫して拒否し続けた。その根拠

⁽¹¹⁹⁾ Instruktion für Baraguey d' Hilliers, Paris, le 30 octobre 1853, in *AGK*, Serie VI, Band 1, p. 588. において、1841年条約も「ヨーロッパ公法」と呼ばれている。

⁽¹²⁰⁾ The Earl of Westmorland to the Earl of Clarendon, Vienna, December 20, 1853, in *EP*, p. 794.

⁽¹²¹⁾ Zirkular, Paris, le 7 novembre 1853, in *AGK*, Serie IV, Band 1, p. 612.

⁽¹²²⁾ Drouyn de Lhuys an Delacour, Paris, le 13 juin 1853, in *AGK*, Serie IV, Band 1, pp. 268-269.

は、トルコの保全是ヨーロッパ公法、具体的には1841年条約によって保障されてはならず、したがって、ロシアの行動がトルコの保全を侵害したとしても、他の列強には干渉権がないというものであった。

ロシアによれば、「トルコをヨーロッパ法に加入させることを試みることによって、保護や主権や独立の問題において、かくのごとく絶対的な仕方でもヨーロッパ諸国を指導してきた諸原則を……イスラム国家に適用することが主張されたのは、まったく最近のことに過ぎない」のであり、「我々にとって、列強がオスマン帝国の保全に与えたものであり、その結果その署名国としての資格において我々も拘束する集団的保障として1841年条約を提示することによって、フランス外相が1841年条約にもたらそうと欲していることは、その過剰な拡大に基づいている。1841年条約はそのような射程をまったく持っていないし、決して持たなかった。……単に条約の前文に示された希望の表明は、義務の表明ではまったくない。意向が存在するのであって、条文によって確立された、あらゆる場合についての公式の約束が存在するのではない。……オスマン帝国と我々との政治・宗教・通商関係は非常に数多くかつ複雑であり、対立の機会も非常に頻繁なので、いかなる時いかなる場合にも自己の不満についての満足を自ら獲得する権能を自らに禁じるということはできず、自己の諸利益が被るあらゆる侵害について他の列強の干渉に訴えることを、条約で義務付けられることはできなかった」⁽¹²³⁾。

この見解を、具体的に問題となった両公国の占領について当てはめると、「この措置は我々のトルコとの局地的な条約には影響を与えたが、いかなるヨーロッパの諸条約も侵害しなかった」⁽¹²⁴⁾、ということになると考えられる。

そしてこのような、トルコの保全是ヨーロッパ公法によって保護され

(123) Count Nesselrode to M. de Kisseleff, St. Pétersbourg, le 1/13 Août, 1853, in *EP*, pp. 499–502.

(124) Mémoire aux Ministres et Agents Diplomatiques de la Russie, donnant un exposé de la Question d'Orient jusqu'à sa Phase actuelle, et de la conduite que la Russie y a tenue, St. Petersburg, le 15 Février, 1854, in *BFSP 1855–1856*, pp. 369–370.

ていないという見解の結果、ロシアは、六カ国会議への参加を拒否し続けた。すなわち、ロシア皇帝は、「異教徒であり、敵であり、彼の同宗者のキリスト教徒の抑圧者であるものと同一の資格かつ仕方で、ヨーロッパの法廷席に召喚されることを、屈辱とみな」し、「彼がこれまで確立されてきた国際法に従ってオスマン帝国との紛争を処理するのを妨害することを欲することには、正義も誠実さも公平も見出すことができない」と主張した⁽¹²⁵⁾。

② トルコの保全の地位の曖昧さ

四大国の監督の下でのトルコとの交渉はロシアの尊厳に反するというロシア外相の主張に対して、英国大使は、「これはヨーロッパの一般利益と公言された問題」であり、「英国がトルコと争論あるいは戦争に従事したと仮定する。そのとき、他のヨーロッパ諸国がその事項の処理に参加することを希望することを、私は容易に理解できる。私が理解できないのは、……調整に参加するという他国の希望によって、英国が侮辱されたと感じるという考えである」と述べた。これに対してロシア外相が、「列強のいくつかが、英国と中国との紛争の処理に参加するために申し出たなら、英国の感情はいかばかりであっただろうか」と反問すると、英国大使は、「第一に、その問題は、我々自身の利益のほかに、いかなる大きなヨーロッパの諸利益も含まれていない問題である。第二に、紛争処理の促進を支援するための指導的諸国からのそのような申し出は、英国政府によって喜んで受け入れられたであろう」⁽¹²⁶⁾と応じた。

この問答からは、ロシアは、中国と同様にトルコも、ヨーロッパの利益が関わらない事項とみなしていたのに対し、英国は、中国についてはヨーロッパの一般利益の範囲外だが、トルコはヨーロッパの一般利益に含まれると考えていたことがわかる。

以上のような、ロシアと他の四大国の対立点およびその根本的な原因は、オーストリア外相のオーストリア皇帝への上奏文に簡潔にまとめら

(125) Castelbajac an Drouyn de Lhuys, St Pétersbourg, le 24 janvier 1854, in *AGK*, Seire IV, Band 1, p. 799.

(126) Sir G.H. Seymour to the Earl of Clarendon, St. Petersburg, December 26, 1853, in *EP*, pp. 821-822.

れている。「……ロシアを除くすべての大国は、現在の紛争をヨーロッパの問題と捉えている。したがってこれらすべての大国は、解決に影響力を行使することを命じられていると信じている一方で、ロシアは、他の列強を排除して、自己の問題をトルコのみと最後まで争うことを主張して譲らない。……ウィーン会議最終議定書が他のすべてのヨーロッパ諸国に付与した一般的保障の下に、ヨーロッパ域内のトルコを置かないという間違いが、ウィーン会議において始まったのである。後には海洋列強の政治的動揺が、東方問題を自己の独占物として扱うというロシアの慣習を、ロシアの排他的利益のために継続させることを、ロシアにとって容易にしたのである」⁽¹²⁷⁾。この記述からは、当時のヨーロッパ公法の中核をなす1815年のウィーン会議最終議定書にトルコが含まれておらず、トルコの保全がヨーロッパ公法によって保障されているか否かが曖昧なまま1854年に至ったがゆえに、今回のような事態が生じたという経緯を窺うことができる。

上述した英国大使とロシア外相の議論や、この上奏は、当時のヨーロッパ公法が、一般国際法ではなく、ヨーロッパ諸国のみを妥当範囲とする地域国際法であったことを明瞭に示すものであり、また、干渉＝国際紛争への影響力行使の問題が、一般国際法の問題としてではなく、このヨーロッパ公法上の問題として争われたものであることも明らかにするとすることができるだろう。

また、ロシアは、トルコに対してヨーロッパ公法による領域の保障が存在することを否定し、その結果列強の干渉を否定しているが、これは、ヨーロッパ公法によって領土が保障されているヨーロッパ諸国については、列強の干渉権が存在することを前提とする見解であり、ヨーロッパ公法上の国際紛争への影響力行使の一般的な法的地位については、他の列強に同意していると言うことができる。

第6項 小括

かくして、クリミア戦争開戦過程において、国際紛争への影響力行使

⁽¹²⁷⁾ Buol an Franz Joseph I, Wien, den 16. Januar 1854, in *AGK*, Serie I, Band 1, p. 510.

国際法における干渉と「対外事項」

としての干渉の法的地位については、ヨーロッパ公法によって保護された領域秩序＝ヨーロッパの均衡を前提に、その侵害に対して、「ヨーロッパ」＝列強全体が、主に会議という形態で、干渉する権限を持つと考えられていたと結論付けることができる。

既に見たように、ラッセルは、国際紛争への関与としての干渉については、勢力均衡に配慮する義務の結果、国際紛争に際して第三国は自由に干渉することができるとの見解を示していた。クリミア戦争開戦過程を中心とする国家実行上の事例の検討からは、彼の議論は基本的には妥当であると言えることができるであろう。すなわち、当時のヨーロッパ公法で保護された領域秩序＝均衡が脅かされる場合には、干渉が許容されるのであり、これは實際上、戦争やそれに至る恐れのある国際紛争については、常に干渉が認められると考えることができるのである。

ただし、当時の国家実行におけるこの意味での干渉の法的地位について正確に理解するためには、彼の見解に二つの点を付け加える必要がある。第一は、当時の国家実行では、内乱への非中立的行動としての干渉も、国際紛争への影響力行使としての干渉も、ヨーロッパ公法上の合法性が問題となったのであり、慣習法や自然法のような何らかの一般国際法上の地位が争われたのではないということである。第二に、これはいかなるヨーロッパの国も個別に干渉できるということではなく、干渉権はあくまで「ヨーロッパ」に帰属する権限であり、「ヨーロッパ」とは、具体的には当時の五つの大国の連合を意味した。

第3節 学説における「対外事項」への干渉の合法性

第1項 国家実行の影響

以上のように、19世紀半ばまでのヨーロッパにおいては、干渉概念は二つの意味を有していたと言えることができる。一つは、内乱への非中立的行動を意味内容とするものである。もう一つは、国際紛争への第三国の影響力行使一般を意味するものであり、「ヨーロッパ公法」によって保護された領域秩序＝「ヨーロッパの均衡」の維持のために、事実上、戦争やその恐れのあるあらゆる紛争について、「ヨーロッパ」の干渉権

が承認されていたと考えることができる。

以上のように、このように国家実行において国際紛争への影響力行使が広範に許容されていたことが、学説における「対外事項」への干渉＝強制の合法性が主張された理由の一つであると考えられるであろう。

実際、クリミア戦争開戦の年である1854年に出版されたフィリモア (Robert Phillimore) の著書においては、干渉の許容性について、「事物の条理と諸国の実行は、次の事例において、この干渉を承認してきたように思われる。(1)時折、しかし稀に、我々が見たようにすべての国に当然帰属する自己統治の対内的諸権利と国内的諸関心について。(2)より頻繁に、しかももっと確実な諸根拠に基づいて、他国の領域取得や対外関係が他の国の平和と安全を脅かす場合の、それらの領域取得や対外関係に関して」⁽¹²⁸⁾と述べている。ここからはフィリモアが、「諸国の実行」も念頭において、国家の対内的統治と対外関係が区別され、前者への干渉はほとんど正当化されないが、後者への干渉は正当化される場合が多々あるとしていることが窺える。

ベルナー (Berner) は、「……諸国の対外事項 (auswärtigen Angelegenheiten) への不干渉原則の適用は、とりわけヨーロッパにおいて、非常に限定的な適用に見舞われている。ヨーロッパでは、諸国家全体が非常に間近に接しているので、二国間の事項は、それが一般により高い重要性を獲得する場合には、即座に一般利益の事項となりうるし、ヨーロッパ国際システム全体の存続に決定的にさえなりうる。一国が、自己の対外主権によって、既に獲得され存在している権利を対外的に行使するだけの場合、他の国がそれに反対できないのは確かである。しかし、一国が、その利益を実現することを求めるに過ぎない場合、ことによるとその利益を条約によって新たな権利に変換することを求めるに過ぎない場合には、第三国は、同じく自己の利益を実現することを求めること

(128) Phillimore, *supra* n. 80, p. 434. 彼は、対外関係への干渉の主な正当化根拠として、勢力均衡の維持と宗教的理由による他国の国民の虐殺の阻止を挙げているが、後者がなぜ国内関心ではなく対外関係への干渉とみなされるのかはよく理解できない。

ができ、とりわけ、緊密に結びついたヨーロッパ国際社会にとって危険になりうる法状態の変化、例えばヨーロッパ均衡を廃棄しうる法状態の変化の、確立を妨げることができる」と述べ⁽¹²⁹⁾、ヨーロッパの国家実行では、二国間関係への干渉が原則として禁止されてはいないことを示唆している。

また、ラッセルの著書の直後に干渉についての著作を出版したスタップルトン(August Granville Stapleton)も、「いかなる国も、他国に対する戦争原因が存在しない限り、当該他国の対内関心に強制的に(FORCIBLY)介入する権利を持たない」と、不干渉原則を主張している⁽¹³⁰⁾が、その際、対内事項への介入と独立国家間の紛争への介入を区別し前者は原則として禁止されるとするラッセルの議論にも言及して、「さて、この論評は、もし彼がこの規則を、侵害を受けていないことと対になった強制的(*forcible*)という言葉で限定したなら、正当であつただろう。しかし彼が定立した規則は、強制的な介入であれ友好的な介入であれすべての介入を、侵害が与えられた場合にすら、排除している。それこれらの制約を省いたことはそれゆえ、彼が慨嘆している曖昧さを増すことにしか役立っていない」と述べている⁽¹³¹⁾。ここで含意されているのは、スタップルトンにおいて干渉は強制を本質とするが、この強制が禁止されるのは、「対内事項」に関する場合だけであり、「国際紛争」に際しては、他国は強制的に介入することも許されるということである。すなわち、彼は、「強制」という学説上一般化していた干渉の定義がラッセルの議論に欠けている点を除けば、自らの経験に基づくと考えられるラッセルの見解に、同意していると言うことができる。

デュピュイも、あらゆる戦争や戦争のおそれは、紛争の第三国の利益や権利を脅かすので、第三国は紛争に干渉することが認められると述べている。彼は、このような見方は第一回ハーグ平和会議におけるロシアの覚書に見出されるとしているが、同時に、この覚書の背景には、1878年の露土戦争の際における列強の干渉の事例があることを示唆してい

(129) Berner, *supra* n. 25, pp. 353-354.

(130) Stapleton, *supra* n. 80, p. 6.

(131) *Ibid.*, pp. 10-11.

る⁽¹³²⁾。露土戦争の処理のためのベルリン会議は、まさに、クリミア戦争の講和条約でありトルコの「ヨーロッパ公法」への参加、領土保全の尊重を規定した1856年のパリ条約を根拠に召集されたものであって⁽¹³³⁾、既に検討した19世紀ヨーロッパの国家実行の系譜に連なるものであるとすることができる。

第2項 戦争との同一視

ただし、学説において、対外事項については干渉が許容されるとみなされた理由は、国家実行だけではないことには注意が必要である。すなわち、国際紛争への第三国の干渉は、戦争かその恐れのある紛争状態への第三国の参加であり、戦争と同一視されるという根拠を、国家実行上の根拠とは別に挙げる学説も多いのである。

デュピュイは、「対外事項への干渉は、実際のところ、少なくとも二国間の紛争、戦争あるいは戦争の脅威を前提としている。しかし、紛争にある諸国家は、武力に訴えているか武力に訴える恐れがあるので、通常の状態、法の状態、他国の主権の尊重の状態から離れ、力の領域、力の政治の領域、他国の主権の篡奪の領域に入っているか、入る恐れがある。それゆえ、それらの国が自らやっていることを、他の国がそれらの国に対して行うことについて、それらの国が不平を言う根拠はない」と述べている⁽¹³⁴⁾。

ウィンフィールドは、戦争またはそれに瀕した国際紛争への同意なき関与を意味する「対外干渉」について、「戦争の場合においては、交戦国以外の諸国の正常状態は、中立である。不正常的な状態は、戦争あるいは対外干渉である。しかし、我々は、この不正常的さの中に、法的観点において、交戦的対外干渉を他の戦争と区別するなんらの根拠も見出すことができない。戦闘者の数が二つであろうが三つであろうが、戦闘は戦闘のままである」。このように対外干渉が戦争と同一視される結果、対外干渉と、内乱への強制的関与を意味する対内干渉の根本的相違は、

⁽¹³²⁾ Dupuis, *supra* n. 26, pp. 402-403.

⁽¹³³⁾ Protocole No. 1- Séance du 13 Juin, 1878, in *BFSP 1877-1878*, pp. 886-888.

⁽¹³⁴⁾ Dupuis, *supra* n. 26, p. 402.

国際法における干渉と「対外事項」

「後者の諸根拠の目録は国際法の領域内にあるのに対し、前者のそれは、国際法の領域内にはない」ことにあるとされる。なぜなら、「戦争の正当な根拠の目録を網羅的に作成することは不可能」なのである⁽¹³⁵⁾。

このように、学説においては、国家実行上の根拠のほかに、国際紛争は戦争かそれに準じる事態を意味するのであり、戦争自体が国際法によって禁止されていない以上、それへの第三国の干渉も禁止されないとの理由も示されていた。

第4章 20世紀初頭における「対外事項」の転換とその帰結

以上のように、19世紀後半から戦間期にかけては、「対外事項」は国際紛争を意味すると捉え、その意味での対外事項への干渉は、国家実行や戦争との関係から、原則として違法ではないという学説が存在した。

これに対して、19世紀末以降、「対外事項」を、他国との関係における国家の行動の自由とみなす考えが示されるようになった。以下で検討するように、これは、国家主権から出発し、その対外的側面である対外的独立の観念によって「対外事項」を定義するという経路を辿ったものと考えることができる。以下では、20世紀初頭の代表的国際法学者であるオッペンハイムの見解を中心に、この点を検討したい。

第1節 オッペンハイムにおける対外事項概念の転換

ここでオッペンハイムを検討するのは、管見の限り、このような議論が初めて明瞭な形を取ったのは、彼の教科書においてであるように思われるから⁽¹³⁶⁾であり、また、後に見るように、彼の議論は後の学説や国家実行にも影響を及ぼしていると考えられるからである。

⁽¹³⁵⁾ Winfield, *supra* n. 28, pp. 147-148.

第1項 「対外事項」 = 他国との関係における国家の行動一般

オッペンハイムは、「干渉は、国家の対内事項においてのみならず対外事項においても (in the external as well as in the internal affairs) 生じうる。干渉は、後者の場合には、対外的独立 (the external independence) に関わり、前者の場合には、領域的または属人的支配権に関連する」と述べている⁽¹³⁷⁾。

ここでは明らかに、対外事項が対外的独立との関係で理解されている。それでは、対外的独立自体はどのように定義されているのであろうか。オッペンハイムによれば、対外的独立とは「国境の外での、一国が享受する他の諸国との交流における行動の自由」である⁽¹³⁸⁾。そして、「対外的独立の結果、国家は自己の国際事項 (international affairs) を裁量によって営むことができ、特に、同盟に参加し、その他の条約を締結し、外交使節を授受し、領土を獲得または割譲し、戦争及び和平をなすことができる」⁽¹³⁹⁾。

すなわち、「対外的独立」とは、他国との関係における国家の行動一般の自由を意味する。彼は、条約締結や外交使節の授受といった例を挙げてはいるが、これは例示であり、「対外的独立」とは、それらの事項を含む、一般的な対外的行動の自由なのである。

ところで、「対外的独立」のうち、「独立」は自由を意味すると言えらるから、「対外的」の部分か、他国との交流における行動一般を意味内容とすると考えられる。また後の引用部分では、独立が「裁量によって営む」の部分で表現されていると思われるので、「国際事項」が他国との交流における行動に当たると言うことができる。この国際事項は、具体

⁽¹³⁶⁾ ただし、ベルナーは、既に1860年の時点で、「対外事項については、国家の独立はその対外主権から導き出されなければならない」と記述しており、「対外事項」を「独立」や「対外主権」から定義しているとも解釈することが不可能でない。しかし、本文でも引用したとおり、彼が「対外事項」で念頭に置いているのは「二国間の事項」であり、そこへの第三国の干渉を問題としているので、その真意は明確でない。Bernier, *supra* n. 25, p. 353.

⁽¹³⁷⁾ Oppenheim, *supra* n. 83, p. 182.

⁽¹³⁸⁾ *Ibid.*, p. 170.

⁽¹³⁹⁾ *Ibid.*, p. 171.

的には条約を締結し、外交関係を結び、戦争や和平を行うことを含むものと捉えられている。

こうして、「対外的独立」の概念から、「対外的」あるいは「国際事項」が、他国との関係における国家の行動として定義されている。既に見たように「対外事項」も「対外的独立」との関連で捉えられていたことから、ここで言われている「対外的」、「国際事項」と同じものだと解釈して問題ないと考えられる。したがって、「対外事項」も、他国との関係における国家の行動一般を意味すると言うことができるだろう。

第2項 国際紛争の位置付け

このように、オッペンハイムにおいては、国家の「対外的独立」の観念に基づいて、他国との関係における国家の行動一般を意味するものとして「対外事項」が定義されていると言うことができる。

これは言い換えれば、「対外事項」が、従来から存在した「国際紛争」という意味から、「国家の対外的行動」という意味に変化していることを意味する。それでは、「対外事項」の定義の地位を失った、「国際紛争」の概念は、オッペンハイムの干渉論から、完全に消滅してしまったのだろうか。

実は、オッペンハイムにおいては、「国際紛争」の概念も、法的効果を伴わないという意味で形式的にはあるが、維持されているのである。より具体的に言えば、彼の教科書の構成の中に、「国際紛争」への干渉の概念が維持されている。彼の教科書は平時国際法を扱う第一巻と戦時国際法を論述する第二巻から構成されるが、干渉の定義や合法性についての包括的な議論は、第一巻の中で一節を割いてなされている。しかし、オッペンハイムは別のところにも干渉について一節を割いているのである。それは、第二巻の第一部「国家紛争の処理(Settlement of State Differences)」の第二章「国家紛争の強制的処理(Compulsive Settlement of State Differences)」の第五節「干渉(Intervention)」である⁽¹⁴⁰⁾。この節で、彼は次のように述べている。「国際紛争処理の手段としての

(140) L. Oppenheim, *International Law: A Treatise*, vol. 2, War and Neutrality, London: Longmans, Green and Co., 1906, pp. 49-51.

干渉は、干渉一般の特別な種類に過ぎない。干渉一般については既に検討された。この干渉は、干渉国によって要求されたように紛争を処理することを目的とする、二国間の紛争への第三国の命令的介入に本質がある。命令的介入は、紛争当事者の一方または双方に強制を行使するために行われるものであり、紛争そのものへの当事者とするような態度とは区別されねばならない⁽¹⁴¹⁾。

ここでは、国際紛争への第三国の干渉は、他の干渉と法的な地位に違いがあるものとは考えられておらず、干渉一般に包摂されるとみなされている⁽¹⁴²⁾。したがって、オッペンハイムの国際法体系上は、別に一節を設ける理論的な必然性はない。それにもかかわらず、以上のように一節割かれているのは、「対外事項」概念の変化におけるオッペンハイムの干渉論の過渡期的な性格を表していると考えられるであろう。すなわち、オッペンハイムは、国家の対外的独立に基づく「対外事項」概念を採用する一方で、国家実行の影響の下従来から存在した、対内事項に対照される国際紛争という観念も完全に放棄することができなかった結果、形式的に国際紛争への干渉の節を別に設けたのではないかと推測することができるのである。

第3項 その一般化

いずれにせよ、以上のようにオッペンハイムにおいて明確化した、他国との関係における国家の行動としての「対外事項」概念は、20世紀前半に一般化していったと考えることができる。例えば戦間期の代表的なフランス語圏の教科書において⁽¹⁴³⁾フォーシユ(Paul Fauchille)は、「独立とは、国家間関係における自由であり、他国の介入の排除である」と述べ、独立を他国との関係における国家の行動の自由と捉えている。そして干渉について、「実際のところ、諸国は、対内的観点においてに劣らず、対外的観点においても独立しており、同盟の締結や戦争を行うこ

(141) *Ibid.*, p. 49.

(142) *Ibid.*, p. 51, n. 2.

(143) Martti Koskenniemi, *The Gentle Civiliser of Nations: The Rise and Fall of International Law 1870–1960*, Cambridge: Cambridge University Press, 2001, p. 280.

国際法における干渉と「対外事項」

となしに、一国が他国の対外事項に介入することを完全に想定することができる。したがって、……国家が、他国に何らかの同盟を押し付けたり禁止したりすることや、他国の紛争を処理すること、領土の何らかの部分の割譲に同意することを禁じること、そして他の二またはそれ以上の諸国から、それらの諸国間の通商関係において何らかの経済制度の採用を要求することなどを欲する、すべての場合に、干渉が存在することを承認しなければならない」との見解を示している⁽¹⁴⁴⁾。ここでも、国家の行動の自由としての独立から、他国との関係における国家の行動として「対外事項」が定義されている。

モスラー(Hermann Mosler)は、1937年の干渉に関する著書で、「対外事項への干渉、すなわち国際関係への介入、対外政治上の行動の自由の制約」と述べており、対外事項が、「対外政治上の行動」を意味することがわかる⁽¹⁴⁵⁾。

第2節 オッペンハイムにおける「対外事項」への干渉の法的地位

第1項 対外的独立＝対外的行動の自由→干渉の禁止

① 対外事項への不干渉原則

それでは、このように「対外事項」を他国との関係における国家の行動とみなすオッペンハイムにおいて、「対外事項」への干渉の法的地位はどのようなものと考えられていたのでしょうか。

既に見たように、この「対外事項」概念は、国家の対外的独立の観念から派生したものであり、対外的独立の「対外的」の部分に当たると考えることができた。またこれも既に検討したように、学説では、干渉の概念も、国家の「独立」＝自由の概念から、その侵害を意味するものとして強制と定義されたと考えられる。

(144) Paul Fauchille, *Traité de droit international public*, tome 1, première partie, Paix, Paris: Librairie Arthur Rousseau, 1922, pp. 540-541.

(145) Hermann Mosler, *Die Intervention im Völkerrecht: Die Frage des Verhältnisses von Souveränität und Völkergemeinschaft*, Berlin: Triltsch & Huther, 1937, p. 9.

すなわち、「対外事項」も「干渉」も国家の対外的独立概念から導出されたものであり、「対外事項への干渉」は、「対外的独立の侵害」を意味すると言うことができる。したがって、国家の対外的独立が国際法上保護されるのであれば、対外事項への干渉は、原則として禁止されるということになるし、もし、国家の対外的独立が国際法上保護されていないなら、対外事項への干渉は原則として禁止されないということになるであろう。

この点について、オッペンハイムは、国家の対外的独立＝国家の対外的行動一般についての自由が、国際法上保護されていることを認め、したがって、対外事項への干渉も原則として禁止されると考えている。オッペンハイムによれば、「まさに国際社会の構成員資格から導き出される真の権利義務が、慣習的に承認されているということを考慮しなければならない」⁽¹⁴⁶⁾のであり、ここで慣習により承認されているのが、平等、尊厳、独立、領域的・属人的支配権、国家責任である。これらが全体として国家の「国際的人格(International Personality)」を構成する⁽¹⁴⁷⁾。

そして、「独立」が、国家の「国際的人格」の一部として国際法によって保護される以上、「対外的独立」から定義される「対外事項」への干渉も、原則禁じられることとなる。すなわちオッペンハイムは、「干渉は権利によって、あるいは権利なしに行われうるが、常に個々の国家の対外的独立や領域的・属人的支配権に関わる」⁽¹⁴⁸⁾と述べ、「諸国の国際的人格を保護する国際法によって、干渉が原則的に禁止されていることは、疑いがない」⁽¹⁴⁹⁾と不干渉原則を定立している。また、「他の諸国の独立の利益から、一国は、当該他の諸国の国際事項の運営に介入することも、それらの諸国の国際交流において一定の行為をなすことを阻止したり、または強制したりすることも、許されない」⁽¹⁵⁰⁾とも述べられている。

(146) Oppenheim, *supra* n. 83, pp. 158-159.

(147) *Ibid.*, p. 160.

(148) *Ibid.*, p. 181.

(149) *Ibid.*, pp. 181-182.

(150) *Ibid.*, p. 173.

国際法における干渉と「対外事項」

こうして、オッペンハイムにおいては、国家の対外的独立の観念に基づいて、他国との関係における国家の行動一般として「対外事項」が定義され、その結果、国家の対外的独立が国際法によって保護される以上、対外事項への干渉も原則として禁止されるという立場が成立していると言することができる。

② 対外的独立の根拠

ところで、ここで注意する必要があるのは、オッペンハイムは対外的独立を含む国家の国際人格は慣習法に根拠を有すると主張しているが、国際人格は実質的には主権国家からなる国際社会の維持という国際法の目的から演繹されており、国家実行の検討による厳密な論証はなされていないということである。

彼は次のように国際人格の内容を導き出している。「国際人格は、国際社会における諸国の地位を適切に性格付ける用語である。なぜなら、一国は構成員としての自己の承認を通じて国際人格を獲得するのである。国際人格が実際に意味するものは、国際法の基礎に立ち戻ることによって確認される。そのような基礎は、一群の法規則が国家相互間の通交を規制しなければならないという諸国の共通の同意である。さて、法によって規制された主権国家間の通交は、一定の行動の自由がすべての国家に付与され、他方ですべての国が、すべての他国に付与された行動の自由のために、行動の一定の制約に同意するという条件においてのみ可能である。国際社会に参加する国家は、自己の主権の結果として自己に負う自然的な行動の自由を保持している。しかし同時に、自制を行使し他国の行動の自由のために自国の行動の自由を制約する義務を引き受ける。国際社会に参加する際、国家は平等者としてやってくる。国家は自己の尊厳と、自己の独立および領域的・属人的支配権の保持に、一定の考慮が払われることを要求する。国際社会の構成員としての国家の承認は、その国の平等、尊厳、独立および領域的・属人的支配権の承認を含む。しかし承認された国はその代わりに同一の諸性質をその社会の他の構成員に承認し、したがって自己によって犯された諸侵害に責任を引き受ける」⁽¹⁵¹⁾。

このように、オッペンハイムは、「国際法の基礎」である、「一群の法

規則が国家相互間の通交を規制しなければならないという諸国の共通の同意」から、国際人格の一部として国家の対外的独立を直接演繹的に導き出しており、国家実行の検証はまったく存在しない。

第2項 国家実行の限定的評価

それでは、オッペンハイムの干渉論において、19世紀ヨーロッパにおける、国際紛争への影響力行使としての干渉の国家実行には、どのような位置付けが与えられているのであろうか。既に検討したように、これらの国家実行では、干渉は影響力行使一般を含んでおり、強制としての干渉を対象とするオッペンハイムの議論の射程に入るとは必ずしも言えない。しかし、国家実行上の干渉概念は、強制に限定されてはいないが、強制を包摂するものであることは確かである。また、オッペンハイムは対外事項を他国との関係における国家の行動と捉えており、国際紛争とは定義していないが、国際紛争における当事国の行動が、そのように定義された「対外事項」の中に含まれることは疑いない。したがって、19世紀ヨーロッパにおける、国際紛争への影響力行使としての干渉の国家実行も、オッペンハイムの干渉論の射程にまったく入らないとは言えないはずである。

① 不干渉原則の例外の根拠

それでは実際彼の議論においてこれらの国家実行がどう論じられているかを検討すると、彼が、これらの国際紛争に関する国家実行を、不干渉原則の例外を基礎付けるものと捉えていることがわかる。

具体的には、まず、権利に基づくものとして干渉が正当化される場合の一つとして、オッペンハイムは、「もし一国の対外事項が、権利に基づいて (by right) 同時に他国の事項でもある場合に、前者が当該事項を一方的に処理する場合には、後者は干渉権を有する」と述べ、その脚注において「1878年の諸事件が、説明に役立つ事例を提供している。ロシアは、敗北したトルコと、サンステファノの予備講和を締結した。この講和の条件が1856年のパリ条約及び1871年のロンドン条約に合致しない

(15) *Ibid.*, pp. 159-160.

ので、英国が抗議し、ロシアは問題の処理のためのベルリン会議の会合に同意した。もしロシアが予備講和の実施に固執したなら、イギリスや他のパリ条約及びロンドン条約締約国が干渉権を保持したことは疑いない」としている⁽¹⁵²⁾。

第二に、干渉の権利は存在しないが、それにも拘らず干渉が例外的に法的に許容される事由の一つとしての、勢力均衡の議論の根拠として、19世紀ヨーロッパの国際紛争に関する国家実行が挙げられている。すなわち、「1648年のウェストファリアの和約以来、勢力均衡原則はヨーロッパの歴史において優越的な役割を演じてきた。この原則は、1713年のユトレヒト平和条約にその明示的な承認を見出し、ヨーロッパの地図が再編成された1815年のウィーン会議や、1856年のパリ会議、1867年のロンドン会議、そして1878年のベルリン会議における、導きの星であった。……トルコ帝国の保全の利益において行使された干渉の大部分は、それらの干渉が条約上の権利に基礎付けられていなかった限りにおいて、勢力均衡の利益のための干渉に分類されなければならない。この例は、1886年にギリシア・トルコ間の戦争を阻止するために列強により行使された干渉や、1897年にギリシア・トルコ戦争の最中にクレタ島に関して列強により行使された集団的干渉によって提供されている」⁽¹⁵³⁾。

このように、オッペンハイムは、19世紀ヨーロッパ公法上の国家実行を、不干渉原則の二つの例外の根拠として位置付けている。言い換えれば、オッペンハイムは、これらの国家実行が、対外事項への不干渉原則を否定するものではなく、あくまでその例外の根拠を提供するものでしかないとみなしていたと考えることができる。

② 国家実行に対する国際人格の優位

しかし、ここで留意しておきたいのは、先に述べたように、オッペン

⁽¹⁵²⁾ *Ibid.*, pp. 183–184.

⁽¹⁵³⁾ *Ibid.*, pp. 185–186. 1886年および1897年のギリシア・トルコ紛争への列強の共同行動については、フェロスタ(Stephan Verosta)が詳しく検討している。Stephan Verosta, *Kollektivaktionen der Mächte des europäischen Konzerts* (1886–1914), Wien: Verlag der österreichischen Akademie der Wissenschaften, 1988.

ハイムは、対外事項への不干渉原則＝国家の対外的独立が国際慣習法によって認められているとしながら、国家実行上の根拠はまったく示していなかったことである。もちろん、黙示的になんらかの国家実行が念頭に置かれていた可能性は否定しきれないが、明示的には何も言及していない。これに対して、ここでオッペンハイムが挙げている国家実行は、国家の対外事項への干渉の事例であることは間違いない。そうであるなら、純粹にオッペンハイムが明示的に検討している国家実行だけを根拠にしたなら、対外事項への干渉が原則として禁止されるという結論は疑わしいと考えることも可能である。

それにも拘らず、彼は、これらの国家実行は例外として許容される干渉を基礎付けるものに過ぎず、対外事項についても干渉は原則として禁止されているという立場をとっている。この事実からは、オッペンハイムは、実際には、国際社会の目的から実質的に先験的に定立された国家の独立権の方を、現実の国家実行よりも重視していると考えることが許されるであろう。すなわち、国家の独立が国際法によって保護されているということは、現実の国家実行のいかに関わらず、「国際法の基礎」に根拠を持つ、先験的な命題として捉えられていると思われるのである。その結果、それに反する国家実行は、せいぜい不干渉原則の例外を根拠付けるものとししか評価されないのであると考えられる。

要するに、オッペンハイムは、「法によって規制された主権国家間の通交」の確保という国際法の本質から、より正確には主権＝「自然的な行動の自由」という国際法と国際社会の前提から、対外的独立＝国家の対外的行動一般についての自由を導き出しているのである。これは、まさに山本草二などが批判するところの「国家の本質論」⁽¹⁵⁴⁾に基づく議論とすることになる。

また、このように国家の独立を事実上先験的に認める議論は、オッペンハイムに限られたものではなく、国家にはそれが国家であるという理由だけで自明に帰属する諸権利があるという基本権理論を明示・黙示に認める学説では、一般的なものである。例えばフォーシユも、自律権と

(154) 山本、前掲書(註6)、215頁。

独立権から構成される自由権は、「国家が存在するという事実自体によって国家に帰属する」ものであり、「自由がなければもはや国家に人格は存在しない」と述べている⁽¹⁵⁵⁾。

第3節 立作太郎における対外的独立権の否定

以上のように、国家の対外的独立の観念から出発して、対外事項を他国との関係における国家の行動と定義したオッペンハイムは、そのように定義された対外事項への干渉の法的地位について、国家の対外的独立が国際法上保護されていることを「国際法の基礎」から事実上先験的に措定し、そこから、その原則的な禁止を導き出していた。最初から前提とされている国家の独立権を、それに反する国家実行に優位させているとも言えよう。

これに対し、同じく対外事項を他国との関係における国家の行動と定義しつつ、逆に干渉の国家実行に最大限の効果を与え、対外事項への干渉は禁止されないとの見解を示し、したがって国家の独立権の存在そのものを否定する結論に至ったのが、立作太郎である。

立作太郎は、1930年の仏文の著書において、独立権を議論する中で対外事項に言及し、「対外事項における独立に関しては、外交代表を授受する自由、条約を締結する自由、一定の場合に他国に介入する自由、宣戦布告し和平を結ぶ自由、そして一般的に、自己が好むように他国との関係を維持し発展させる自由が、言及される」⁽¹⁵⁶⁾としており、オッペンハイムと同様に独立の概念から出発し、対外事項は他国との関係における国家の行動一般を意味すると捉えている。

しかし、オッペンハイムと異なり彼は、「我々は、対内的な国家の活動だけでなく、対外的な国家の活動すべてをその内に包摂する国際法上の主観的権利いわゆる基本権が存在するという、近代の国際法学者の間

(155) Fauchille, *supra* n. 144, p. 427.

(156) Sakutarō Tachi, *La souveraineté et l'indépendance de l'État et les questions intérieures en droit international*, Paris: Les Éditions internationales, 1930, p. 39.

(157) *Ibid.*, p. 40.

に行渡っている見解に、同意することはできない」⁽¹⁵⁷⁾と主張し、国家の対外的独立権の存在を否定する。

立によれば、対外事項に関しては、単に事実上の自由が存在するだけであり、他国が尊重の義務を負うような独立権は存在しない。すなわち、「国家は、国際法の発展に従って、漸次その活動の自由を制限しながら進化しなければならないであろうが、国際法がいまだ諸制限を確立していないすべての場合において、国家の自由は完全に留保されている。しかし、直ちに言及しなければならないのは、このように原則として留保された自由は、必ずしも、それを尊重する他国の義務や責務が対応する、権利を構成しないということである。国家に権利を付与する個別の規則や規定が存在する特別の事例を除けば、国家の活動の自由は、他国の責務や義務が対応する権利としてではなく、法によって許容されている単純な自由として認識されなければならない」⁽¹⁵⁸⁾。

ここでは、国家の対外的行動については、個別の国際法規範で積極的に国家の裁量権が認められている事項を除けば一般的な裁量権限は存在せず、国際法の欠缺によって国家が事実上自由に行動できるだけに過ぎないという見解が示されている。

これを干渉の観点から言えば、次のようになる。「国家のすべての外交活動を包摂する独立権を承認する著作者たちは、必然的に、一国の外交活動に介入しない他国の側の義務の存在を結論付けることとなる。我々の見解では、他国間の外交関係への干渉は、国際法規則や条約規定によって明示的に禁止されているまさに特定の事例を除けば、国際法違反ではない。と言うのは、国家の対外活動についてのいわゆる一般的独立権なるものは存在しないからである」⁽¹⁵⁹⁾。

そして、このように対外的独立権を否定する根拠は、対外事項への干渉を禁止する国家実行が存在しないことに求められているように思われる。彼は、第一次世界大戦の発端となった、セルビアとオーストリアの紛争の事例を挙げ、次のように言う。「世界大戦の発端において、ロシアが、セルビアに提示されたオーストリアの最後通牒が非常に不正であ

⁽¹⁵⁸⁾ *Ibid.*, p. 43.

⁽¹⁵⁹⁾ *Ibid.*, p. 50.

り、このオーストリア・ハンガリーの行為によってロシアの利益が間接的に侵害されたとの感覚の下に、オーストリアとセルビアの間の事項に介入したとき、オーストリアのいわゆる独立権を侵害することによって権利侵害を犯したと主張することは、慣習にまったく合致しないであろう。……もし、対外事項に関する独立権が存在すると仮定するならば、A国は、B国とC国の間の事項に、たとえB国がC国を不正に脅かす場合であっても、……国際法に違反することなしには介入できないことになるであろう。これは、現行の国際慣習に合致せず、また実行においても許容されないであろう」⁽¹⁶⁰⁾。

また立は、「不干渉の一般原則の発達史に照らせば、本来の意味での不干渉の理念は、諸国の対内事項を指示するものであると確認することができる」と述べている。すなわち、「1820年11月19日にトロツパウで北方三宮廷が署名した、ヨーロッパの平和と共通利益への脅威とみなされた革命の理念とあらゆる国で戦うためにヨーロッパ協調の行動を拡大する意思を宣言する議定書は、ヨーロッパ諸国の対内事項についての干渉にしか関連していない。英国政府が外国宮廷に駐在する英国使節に送った1821年1月19日の回状も、対内事項への干渉しか考察していない。……ベルギーの独立に際して、フランスはプロイセンに対し、既に独立した他国の対内事項への干渉は違法であり、そのような違法な干渉は、違法な干渉の諸効果を埋め合わせるための対抗干渉を試みる権利を第三国に与えると主張した。本来対内事項にしか関連しなかった不干渉原則は、我々の見解では、誤って、対内事項だけでなく対外事項にも妥当すると解釈されるようになった。我々には、既に我々が指摘した、主権あるいはいわゆる独立権にあらゆる国家の外交活動を包摂するほどの射程を与えるという誤った考えが、上述した不干渉原則の過度の拡大解釈に責任があるように見える」⁽¹⁶¹⁾。

以上の検討から、立は、19世紀ヨーロッパで国家実行上確立した不干渉原則は、対内事項にしか妥当しないものであったことを示すと同時に、第一次世界大戦の発端の事例のような、国際紛争への干渉の実行の

⁽¹⁶⁰⁾ *Ibid.*, pp. 45-46.

⁽¹⁶¹⁾ *Ibid.*, pp. 51-52.

存在を指摘し、国家の対外的独立権の存在を否定していると言うことができる。彼によれば、対外事項への不干渉原則を主張する立場は、オッペンハイムのように国家の対外的独立権を前提とする誤った考えの結果なのである。

オッペンハイムは、先験的に定立された独立権から出発し、対外事項への不干渉原則を定立した結果、国際紛争に関する干涉の国家実行に不干渉原則の例外の根拠としての意味しか認めなかった。立作太郎は、オッペンハイムとはまったく逆に、19世紀ヨーロッパの国家実行から出発して、対外事項についての不干渉原則の存在を否定⁽¹⁶²⁾し、その結果、国家の対外的独立権の存在そのものを否定するに至ったと結論付けることが許されるであろう。

このような立作太郎の議論は、冒頭で検討した、国家主権の原則あるいは主権残余原理を否定し、国際法が保護法益として承認し積極的に裁量を認めている個別事項の範囲においてのみ不干渉原則の存在を承認する見解と同じ論理構成をとっており、それらの議論の先駆の一つと考えることができる。

ただし、以上の検討からも明らかなように、立は、対内事項については、個別の国際法規範によって制限されない限り一般的に自由に行動する権利を認め、したがって不干渉原則の妥当性を承認している。彼は次のように言う。「対内事項、とりわけ命令権力という意味での主権の行使に関する国家の活動の自由については、国家は原則としてその行動の自由を他国に尊重させる権利を有するとみなされ、その結果、他国は、原則としてその権力行使を尊重する義務を負う。もちろん、対内事項の範囲内での国家活動の自由でさえも、法規則や条約規定によって制限されることはできる。しかし、法規則や条約規定によって定立された法的制約が存在しない限りにおいて、対内事項の範囲内における国家活動は、法によって国家の排他的権限に委ねられた問題(いわゆる対内問題)の中に入り、その際他国は、その国家活動を尊重する義務を負う。この

(162) 立の見解は、日本では第二次世界大戦後も影響力を持ったと考えられる。横田、前掲書(註19)、419頁、註(四)；小谷鶴次「国際連合憲章と干涉」、高野雄一編『横田先生還暦祝賀 現代国際法の課題』有斐閣、1958年、183-185頁。

国際法における干渉と「対外事項」

対内的活動を妨害する他国の側からの介入は、一般に不干渉義務の違反と呼ばれる国際法違反を構成する⁽¹⁶³⁾。

したがって、立は、対内事項＝国家の統治については一般的な裁量権限＝主権残余原理を認めており、対内事項であるか対内事項であるかを問わず主権残余原理を否定し、国際法が個別に裁量を認めた事項についてのみ干渉を禁止する現代における議論とは、この点で異なる。

第5章 結論

本稿では、国家の対外的行動という意味での「対外事項」への干渉＝強制は原則として禁止されないという見解が、歴史的にどのような原因・理由で主張されてきたのかを検討してきた。

それではこれまでの結果として、このような見解が主張されてきた原因にはどのようなものがあったと言えるであろうか。またそれらの原因は、友好関係原則宣言やICJ判決といった決定的とも言える証拠に基づく、「対外事項」への不干渉原則の存在の推定を、覆すに足るものだろうか。

第1節 「対外事項」概念の相違

「対外事項」への干渉が禁止されないと考えられた第一の歴史的原因には、学説において、当初「対外事項」とは、国家の対外的行動ではなく、国際紛争を意味するものと捉えられていたことがあった。これは、19世紀ヨーロッパの国家実行における、国際紛争への影響力行使という意味での干渉概念が、変形されて学説に受容されたものと考えられる。

そして、ヨーロッパ公法の下での当時の国家実行では、国際紛争への影響力行使としての干渉は、原則として禁止されてはいないと認識されていた。また、第三国が影響力を行使しようとするような国際紛争は、既に戦争が生じているか、少なくとも戦争発生のおそれがある紛争であ

(163) Tachi, *supra* n. 156, pp. 44-45.

り、したがってこの場合の干渉は戦争と同一の法的地位に立つものであり、戦争が原則として禁止されていない以上、干渉も禁止されないと学説では考えられた。

その結果、学説でも、「対外事項」＝国際紛争については不干渉原則が妥当しないとの見解が示されたと考えられる。

現代の学説においてもなお「対外事項」については干渉が禁止されないと主張がなされる原因の一つには、この国際紛争としての「対外事項」について形成された結論が、その後の国家の対外的行動という意味への「対外事項」概念の変化にも拘らず、維持されていることがあると解釈することが不可能でない。すなわち、現在の学説は、過去の学説がまったく別の意味内容を「対外事項」に込めていたことに気づかずに、「対外事項」については干渉は禁止されないとという過去の学説の結論を継承している可能性がある。

以上のような理由で、現在でも「対外事項」への干渉の禁止が主張されている限りにおいて、これは誤解に基づく主張であり、価値を認めることはできない。というのは、仮に、国際紛争については不干渉原則が妥当しないと見解が現在でも妥当性を持つとしても、そのことは、現在の「対外事項」＝国家の対外的行動一般について、不干渉原則が存在しないことを意味するわけでは必ずしもないからである。

第2節 19世紀ヨーロッパにおける国家実行の法的価値

「対外事項」＝国家の対外的行動への干渉が禁止されないと考えられた歴史的原因の第二は、干渉をめぐる19世紀ヨーロッパの国家実行に、どのような法的価値を認めるかという問題に関わっていたと思われる。すなわち、20世紀初頭以降、国家の対外的独立の観念の影響により、「対外事項」とは国家の対外的行動のことであると学説上みなされるようになったわけだが、そのように「対外事項」を理解した場合にも、国際紛争における当事国の行動がそれらの当事国の「対外事項」の一種であることは疑いない。そうだとすると、19世紀ヨーロッパにおける国際紛争についての国家実行も、国家の対外的行動としての「対外事項」へ

国際法における干渉と「対外事項」

の干渉の国家実行と捉えられる。そのときに、この国家実行をどのように法的に評価するかが問題となるのである。

この点について、オッペンハイムは、「対外事項」を国家の対外的行動と理解しつつ、19世紀ヨーロッパの国家実行は、対外事項を規律した条約違反への対応及び勢力均衡の維持のための干渉という、不干渉原則の例外を根拠付けるものではあるが、対外事項についての不干渉原則自体を否定するものではないとの立場を示していたと解釈することができる。

これに対して立作太郎は、19世紀以来のヨーロッパの国家実行では、国際紛争については干渉が認められており、不干渉原則は対内事項にしか妥当していなかったと評価し、そこから、「対外事項」=国家の対外的行動については、不干渉原則は存在せず、したがってそもそも対外的独立権は存在しないという結論を導き出していた。

現代国際法学においてなお、対外事項については不干渉原則が存在しないとの主張がなされている理由には、先に述べた「対外事項」概念についての単なる誤解だけでなく、立作太郎に代表されるような、19世紀以来のヨーロッパの国家実行は、国家の対外行動という意味での「対外事項」への不干渉原則の不存在の証拠であるとの評価を、継承していることもあるのではないだろうか。

このように、現代における「対外事項」への不干渉原則への疑問の背景に、19世紀ヨーロッパの国家実行があるとすれば、この現代における主張の妥当性を一概に否定することはできない。19世紀ヨーロッパの国家実行が、一般国際慣習法上の対外事項への不干渉原則を否定するだけの法的価値を持っているかどうかの検討が必要になる。

この点について、本稿の検討から問題になるのは、そもそも、19世紀ヨーロッパの国家実行は、一般国際法を基礎付けることができるような性格を有するのであろうかという点である。既に見たように、これらの国家実行は、当時のヨーロッパの国際秩序を大前提に、その枠内で展開したものであった。これを法的に表現するならば、これらの国家実行は、ナポレオン戦争の戦後処理の条約体系である「ヨーロッパ公法」を前提に、その実施、運用の問題として当事国に理解され、展開されたもので

ある。

具体的には、まず、干渉の許容性について言えば、ヨーロッパ諸国の独立と保全は、「ヨーロッパ均衡」の要素としてヨーロッパ公法を構成する諸条約によって法的に保護され、その結果ヨーロッパの一般利益となっており、その維持は「ヨーロッパの権利」であるがゆえに、それを脅かしうる国際紛争については、第三国が影響力行使を許容されると考えられたのであった。

さらに、干渉が許容されるといっても、それは個々のすべての国に許容されるものではなく、干渉の主体は、あくまで「ヨーロッパ」であるとされていた。そして、この「ヨーロッパ」は、具体的には、「ヨーロッパ協調」とも呼ばれた当時の五つの大国の連合体を意味していた。

その結果、干渉は国際紛争への影響力と定義でき、その手段は周旋から仲裁、強制さらにはクリミア戦争のような戦争まで及ぶとはいえ、その主要な形態は、列強すべてが参加する「会議」による紛争処理であったと考えることができる。

すなわち、国際紛争への影響力行使としての干渉の国家実行は、条約体系としての「ヨーロッパ公法」秩序の解釈、運用の問題と当事国に主観的に認識されていたものであり、その結果、客観的にも、ヨーロッパ公法上の概念である「ヨーロッパ均衡」、「ヨーロッパ協調」、「会議」といった概念・制度によって規定され、それらの概念や制度との関係性において初めて意味を有するものであったとすることができる。このような特殊ヨーロッパ的国家実行が、「均衡」も「協調」も「会議」も存在しない、普遍的国際社会全体の国際慣習法の基礎となりうるものかどうか、大いに疑問がある。

したがって、一般国際法上、「対外事項」への干渉は禁止されないとの見解を、19世紀ヨーロッパの国家実行を基礎に主張することは、困難であると思われる。

以上から、「対外事項」については不干渉原則が妥当しないと主張された根拠は、現代においてはもはや妥当性を有さず、したがって、友好関係原則宣言やICJ判決の示す一般国際法の証拠を覆すものでもない結論付けることができる。言い換えれば、現代の一般国際法上は、「対

国際法における干渉と「対外事項」

外事項」について、不干渉原則が妥当する。

第3節 「国家の本質論」とその国家実行への影響

ところで、この不干渉原則によって保護される「対外事項」が国家の対外的行動一般を指していることは、国家主権の原則に基づき、個別の国際法で禁じられない限り自由に行動する一般的権限を認めていたニカラグア事件判決の検討で既に明らかにされたが、本稿の検討から、さらなる証拠を見出すことができる。

それは、具体的には、現在における不干渉原則についての諸国の法的信念の証拠と考えることができる友好関係原則宣言の起草過程において、オッペンハイムの議論が、「対外事項」への不干渉原則の根拠として諸国によって言及されていることである。

この宣言の起草過程では、主に当時の西側諸国が、不干渉原則の規定から「対外事項」の語を削除することを求めた⁽¹⁶⁴⁾。

これに対して、対外事項概念の維持を主張した諸国が、その根拠としたのは、一つは20世紀前半の米州の諸条約における不干渉原則の規定であった⁽¹⁶⁵⁾が、もう一つは、オッペンハイムなどの欧米の学説だったのである。例えば、アルゼンチン代表は、干渉は対内事項だけでなく対外事項に対してもなされうると指摘し、「対内的独立とまったく同様に、対外的独立も主権の属性であり、オッペンハイムやルソーによって考慮された基準の一つである」⁽¹⁶⁶⁾と述べているし、ヴェネズエラ代表は、「オッペンハイムの『国際法』は、干渉は、国家の対内事項だけでなく、

(164) 英国案、A/AC. 119/L. 8；西側六カ国案、A/AC. 125/L. 13；英国案、A/AC. 125/L. 44；英国、A/AC. 125/SR. 14, p. 6；A/AC. 125/SR. 73, p. 22；米国、A/AC. 125/SR. 14, p. 5；日本、A/AC. 125/SR. 13, p. 6；イタリア、A/AC. 125/SR. 14, p. 7；A/AC. 125/SR. 16, p. 14；スウェーデン、A/AC. 125/SR. 12, p. 8；オランダ、A/AC. 119/SR. 30, p. 13；A/AC. 125/SR. 16, p. 6。

(165) ナイジェリア、A/AC. 119/SR. 28, p. 18；A/AC. 125/SR. 72, p. 16；メキシコ、A/AC. 119/SR. 30, p. 10；A/AC. 125/SR. 72, p. 8；ポーランド、A/AC. 125/SR. 12, p. 14；グアテマラ、A/AC. 125/SR. 16, p. 13。

(166) A/AC. 119/SR. 28, p. 5。

対外事項にも生じうると明確に述べている」⁽¹⁶⁷⁾と発言していたのである。また、ナイジェリア代表の、「ナイジェリアの法律家がそこで法的訓練を受け、彼らに主権国家の属性の一つは自己の対内及び対外事項をコントロールする能力であると教えた当の国が、實際上国家の対外事項の存在を否定する発言を行うのを耳にすることは、当代表にとって驚きである」⁽¹⁶⁸⁾という発言も、ナイジェリアが英国の植民地であったことを考えれば英国における国際法教育を指していると言え、そこにオッペンハイムの学説も含まれていると考えることも許されるであろう。

冒頭でも見たように、結局、最終的な友好関係原則宣言の規定には、「対外事項」についても不干涉原則が維持されたわけだが、以上のように、オッペンハイムの学説は、その根拠の一つとなっていたと解釈することができるのである。

本稿で検討したように、オッペンハイムにおいて、「対外事項」は、国家の対外的行動一般として定義されていたので、ここから、オッペンハイムの議論の影響を受けている友好関係原則宣言における「対外事項」概念も、国家の対外的行動一般を指すものと解釈することができる。

また、彼がこのような対外事項概念に至った背景には、先験的に措定された主権概念を基礎に議論を構築していたことがあった。すなわち彼は、自己の見解を、国家実行からではなく、主権国家から構成されるという国際社会の本質から、直接演繹的に導き出していた。具体的には、このような国際社会の本質から、国際法の前提として、国家の「自己の主権の結果として自己に負う自然的な行動の自由」を置き、他国の自由のとの調整が必要な限りで自由が法的に制約されるという構成をとっていた。それゆえ、オッペンハイムにおいては、国家はその対外的行動一般について原則として自由に行動する権利＝対外的独立を有し、この対外的独立概念から対外事項が国家の対外的行動と定義され、結果として対外事項についても不干涉原則が妥当するとされていたのである。

このような理論構成は、冒頭で挙げた主権残余原理を否定する諸学説によって「国家の本質論」として批判されているまさに当の議論であり、

(167) A/AC.125/SR.15, p. 4.

(168) A/AC.125/SR.15, p. 13.

それらの学説によれば、このような本質論は、現代国際法では既に克服されたとされている⁽¹⁶⁹⁾。しかし、対外事項への不干渉原則についての以上の検討からは、「国家の本質論」は、現代でも国家実行に影響を与えている部分があると考えられるし、「対外事項」への不干渉原則の存在は、少なくとも「国家主権の原則」が依然として存在することを示していると言えよう。

第4節 「国家主権の原則」の否定と不干渉原則の消滅

以上のように、「対外事項」について不干渉原則が存在するという本稿の結論は、現代国際法においても、依然として「国家主権の原則」あるいは「主権残余原理」が存続していることを含意するものである。

さらに付言すれば、本稿の検討からは、そもそも、一般国際法上、単一の不干渉原則(the principle of non-intervention)が存在すること自体が、国家主権の原則が存在することを示していると言ええるように思われる。言い換えれば、「国家主権の原則」=原則として自由に行動する権利を否定するのなら、それと同時に、「不干渉原則」も消滅するのではないだろうか。

立作太郎は、国家の対外的行動については、対外的独立権といった一般的な裁量権限は存在せず、「国家に権利を付与する特別の規則や規定が存在する特別の事例を除けば」、法の欠缺に基づく単なる事実上の自由が存在するに過ぎないと述べていた。そして、その論理的帰結として、「対外事項」については不干渉原則自体を否定し、干渉が「国際法規則や条約規定によって明示的に禁止されているまさに特定の事例」のみを認めていた。

つまり、「対外事項」については、個別具体的な諸事項について、国家の裁量を認め他国の干渉を禁止する諸規範や、逆に国家を羈束しその違反について干渉を許容する諸規範、そして法の欠缺が存在する。その結果として、干渉については、当該干渉の対象となった個々の事項につ

⁽¹⁶⁹⁾ 山本、前掲書(註6)、217-219頁；森川、前掲論文(註19)、132-133頁。

いて国際法がどのように規定しているのかを確かめることによって初めて違法性が判断できるのであって、不干渉原則のような、干渉一般に妥当する単一の原則は存在しないのである。

立は「対外事項」についてのみ一般的な裁量権を否定しているが、現代の議論は、対内事項であるか対外事項であるかを問わず主権残余原理を否定する。このように国家主権の原則を否定する場合には、ある干渉が違法であるか否かは、その干渉の対象となった事項について、個別の国際法規範が保護法益と認め裁量権限として積極的に規律しているかどうかを検討した後で初めて明らかになる。

このことは、干渉についてはもはや何らかの単一の規律が存在するのではなく、国家の権利義務を定める国際法規範の数だけ、干渉についての規律も存在することを意味する。実定国際法規範のほとんどは国家の権利義務を定めるものだろうから、結果として、現在存在する国際法規範の数だけ干渉についての規律が存在することになる。

かくして、国家主権の原則を否定する場合には、干渉の問題は、不干渉原則であれ干渉原則であれ、単一の規律に服するものでもなくなると考えられるのである。

これを、紛争における立証の観点から言い換えるなら、不干渉原則が存在するなら、ある行為が干渉であると判断されれば、その時点で当該行為が違法であるという推定が生じ、干渉を行った国によって、何らかの例外的な正当化事由が実際存在したことの証明がなされない限り、違法行為と断定されることによる。そして、このような推定が存在するのは、国家主権の原則によって、国家は個別の国際法によって制限されない限りにおいて一般的に自由に行動する権利を与えられているからである。

これに対し、近年の学説のように、国家主権の原則を否定するなら、ある行為が干渉に当たると判断されても、それが違法かどうかは、その干渉の対象となっている個別の事項についての個々の国際法規範に照らして初めて明らかになるものであり、最初から違法性の推定を置くことはできず、したがって干渉を行った国がまず自己の干渉の適法性を証明する責任を負うわけでは必ずしもない⁽¹⁷⁰⁾ことになり、もはや不干渉原

則を語ること自体が適切でないと考えられるのである。

したがって、友好関係原則宣言やICJニカラグア事件判決が示すように、現在の一般国際法上、単一の「不干渉原則」の存在が疑われていないこと自体が、国家主権の原則の存続を示唆しているように思われるのである。

これに対しては、国家主権の原則を否定した場合でも、「国内管轄事項に干渉することは禁止される」という命題としてなら、単一の不干渉原則を観念することができるという反論があるかもしれない。しかし、実際のところこの命題は同義反復であって、干渉の国際法上の地位について何ら明らかにしない。すなわち、「国際管轄事項」=国家の裁量権限に委ねられた事項、「干渉」=強制という、一般的に承認された定義を前提とするなら、国内管轄事項の概念の中に、他国の強制を受けずに決定できる事項という意味が既に含まれているのであり、この命題は、「強制が禁止されている事項について強制することは禁止される」と述べているに過ぎない。

最後に本稿の検討をまとめよう。「対外事項」への干渉が禁止されないと主張された歴史的な原因・根拠は、現在においてそのような主張を

(170) 森川幸一はさらに進んで、拳証責任は、「保護を主張する側にある」と述べる。森川、同論文、133頁。

(171) ただし、本稿の結論は、国家の事実的な自由意思そのものについては主権残余原理が妥当するので意思決定の自由の一般的権限が存在し、これに対応して、他国の意思を事実に強制しない義務=不干渉原則が他国に課されるということであって、意思決定の内容やそれに基づく行為が、その国際法上の法的効力を他国に対抗できるかどうかは、別問題であると考えられる。例えばノッテボーム事件で、ICJは、国籍付与の基準については一般的合意が確立しておらず、その結果、この問題は「国家権限(*compétence nationale*) = 国内管轄事項」に属し、それはこの問題についての「国家の意思決定の自由(*liberté des ses decisions*)」を意味するが、このことは、国家が当該権限を行使して付与した国籍が国際的な効力を持つものとして常に他国に対抗できることを意味しないと判断している。Affaire *Nottebohm*, deuxième phase, *I.C.J. Reports 1955*, pp. 20-23.

つまり、他の国際法規範によって規律されていない事項については、主権残余原理に基づき、自由意思で処理する=他国によって強制されない国家の権利は存在するが、その自由な意思決定の法的有効性を他国に承認させる権利=法的に有効なものとして尊重する他国の義務は存在しないように思われる。

なす際の根拠とすることはできないと考えることができ、現在の一般国際法の主要な証拠である友好関係原則宣言やICJニカラグア事件判決が示すように、「対外事項」=国家の対外的行動一般についても、不干涉原則が存在すると結論付けることができる。そしてこのことは、現代国際法においても、依然として、国家主権の原則、主権残余原理が妥当していることを示すものと考えられる⁽¹⁷¹⁾。